

湖北広域行政事務センター
新一般廃棄物処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書

要 約 書

令和3年5月

湖北広域行政事務センター

本書に掲載した5万分の1、2万5千分の1の地図は、国土地理院発行の電子地形図25000（国土地理院）を複製して情報を追記したものである。

また、本書に掲載した5,000分の1の地図は、長浜市発行の白地図を複製して情報を追記したものである。

目 次 -

第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地	1-1
第2章 対象事業の目的および内容	2-1
第3章 対象事業実施区域およびその周囲の概況	3-1
第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目 ならびに調査、予測および評価の手法	4-1
第5章 環境影響評価の結果の概要	5-1
第6章 環境保全措置	6-1
第7章 事後調査の計画	7-1
第8章 環境影響の総合的な評価	8-1
第9章 環境影響評価の委託先の名称、 代表者の氏名および主たる事務所の所在地	9-1

第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

1.1 事業者の名称等

名 称：湖北広域行政事務センター
代 表 者 の 氏 名：管理者 若林 正道
主たる事務所の所在地：長浜市八幡中山町200番地

1.2 対象事業の名称

湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業

第2章 対象事業の目的および内容

2.1 対象事業の目的

長浜市、米原市の2市で組織された湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）では、可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設および斎場の設置・運営を担っている。これらの施設は市民生活に必要不可欠なものであるが、施設の耐用年数を超えており建物および機器の老朽化が著しいことから、新一般廃棄物処理施設整備事業（以下「本事業」という。）として、新たな焼却施設、バイオガス化施設、リサイクル施設および汚泥再生処理センターの整備を行うものである。一般廃棄物処理施設については、表2.1-1に示す全ての施設を本事業の対象事業実施区域に集約し、令和10年3月までに整備を行う計画である。

なお、現在センターでは、こもれび苑、木之本斎場、余呉斎場および西浅井斎場の4施設の集約化を行う新斎場の整備を完了し、令和3年4月から稼働している。

表 2.1-1 センターの一般廃棄物処理施設の現状

	施設名称	所在地	処理方式等	処理能力	竣工年月
焼却施設	クリスタルプラザ	長浜市八幡中 山町200番地	ごみ焼却処理施設 (ストーカ方式)	168 t/日 (3.5t/h×2炉:24h運転)	平成11年3月
	伊香クリーン プラザ (休止中)	長浜市西浅井 町沓掛1313番 地1	ごみ焼却処理施設 (ストーカ方式)	28 t/日 (1.75t/h×2炉:8h運転)	平成9年3月
リサイクル施設	クリスタルプラザ	長浜市八幡中 山町200番地	リサイクル施設 (圧縮梱包・一時 保管)	圧縮梱包:1t/h	平成11年3月
	クリーンプラ ント	長浜市大依町 1337番地	不燃ごみ・粗大ご み処理施設 (破碎選別)	40 t/日(5h)	平成2年3月
	伊香クリーン プラザ (休止中)	長浜市西浅井 町沓掛1313番 地1	破碎選別・資源化 施設(破碎選別、圧 縮梱包・一時保管)	破碎選別:5.0 t/日 (5h運転) 資源選別:3.0 t/日 (5h運転)	平成9年3月
し尿処理 施設	第1プラント	長浜市湖北町 海老江1049番 地	し尿処理施設 (低希釈二段活性 汚泥法+高度処理)	157 kℓ/日	昭和59年3月

2.2 対象事業の内容

(1) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であつて焼却により処理する施設の設置の事業
(滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)別表第6号に掲げる事業)

(2) 対象事業の規模

1) 条例対象事業の規模

条例対象事業の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

- ・焼却施設 : 145 t/日 (72.5 t/24時間 × 2炉) 【処理能力 約 6.0 t/h】

2) 関連施設の規模

関連施設の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

- ・バイオガス化施設 : 50t/日
- ・リサイクル施設 : 22 t/日
- ・汚泥再生処理センター : 49 kℓ/日

(3) 対象事業実施区域の位置および面積

対象事業実施区域の位置および面積は、表 2.2-1 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域の南側に隣接して新斎場区域が存在する（図 2.2-2～図 2.2-3 参照）。

表 2.2-1 対象事業実施区域の位置および面積

項目	内 容
対象事業実施区域の位置	長浜市木尾町字込田（図 2.2-1～図 2.2-3 参照）
対象事業実施区域の面積	約 3.5 ha

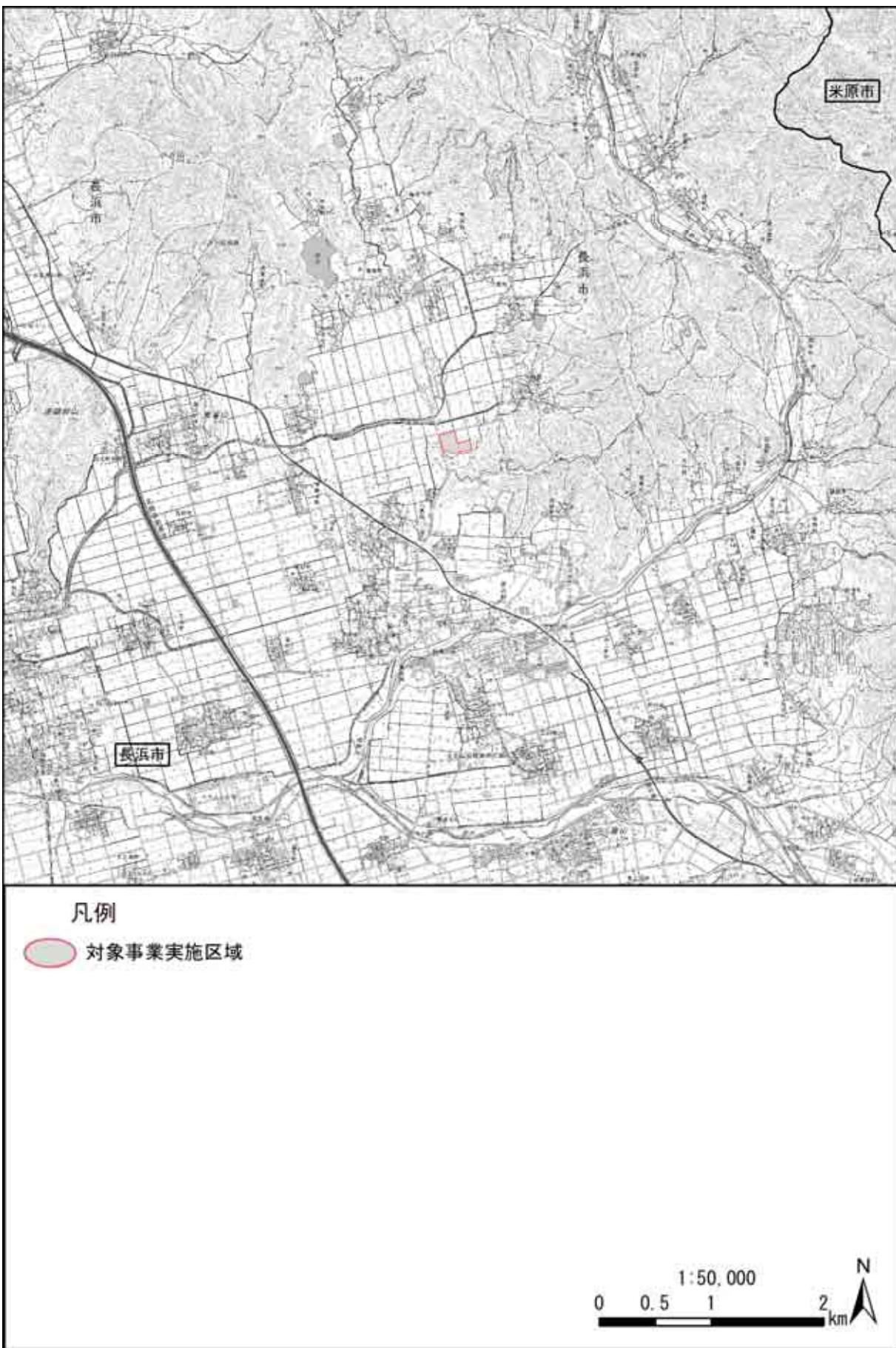
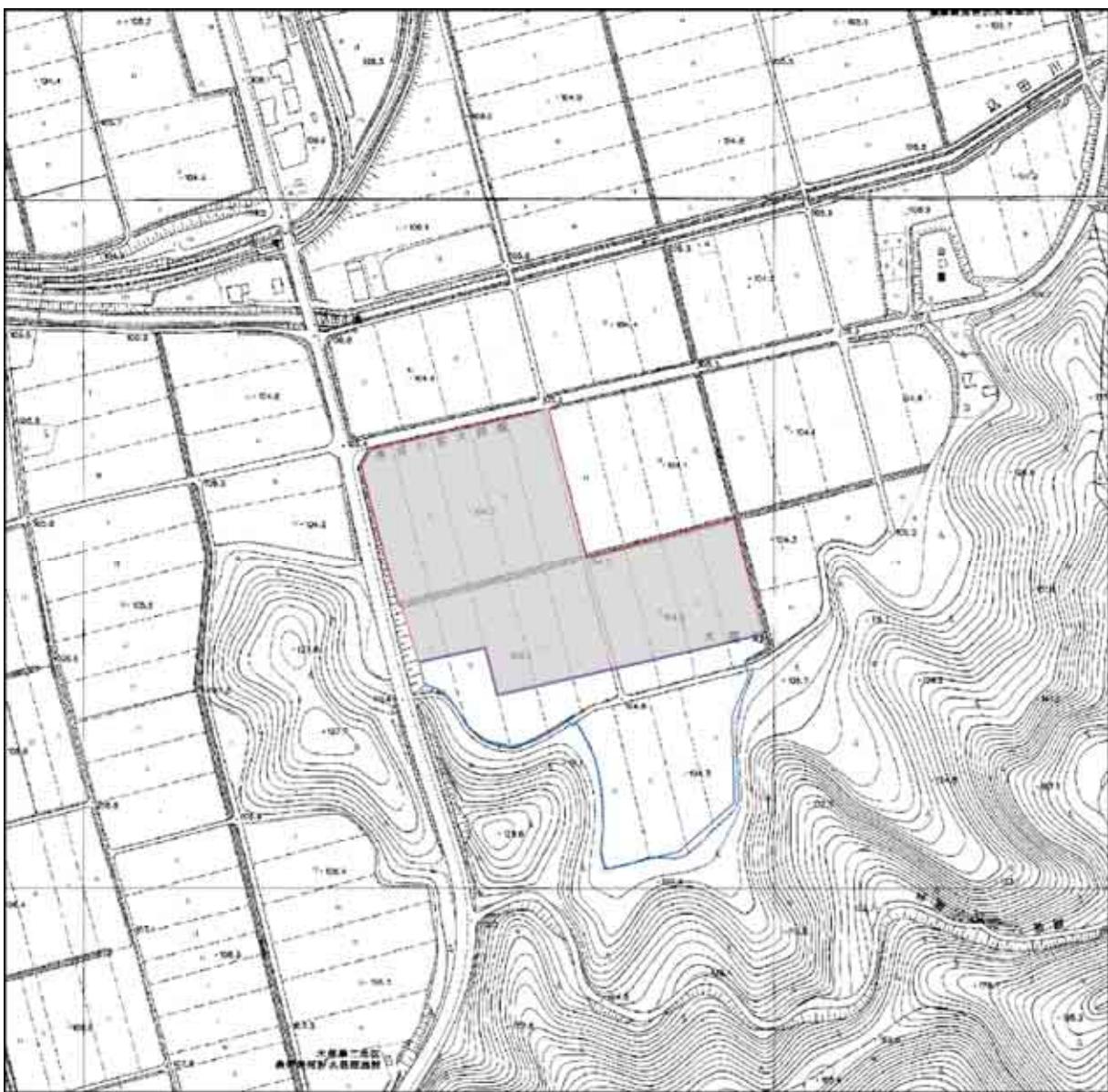


図 2.2-1 対象事業実施区域位置図（広域図）



凡例

- 対象事業実施区域
- 新斎場区域

1:5,000
0 50 100 200 m
N

図 2.2-2 対象事業実施区域位置図(拡大図)



凡例

出典：長浜市資料

対象事業実施区域

新斎場区域

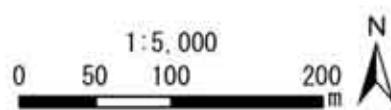


図 2.2-3 対象事業実施区域位置図（拡大図：航空写真）

(4) 施設整備に関する基本方針の策定

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は大量廃棄型の社会を形成し、ごみ問題だけでなく天然資源の枯渇や温室効果ガス排出による地球温暖化にも密接に関係している。現在、このような社会構造を見直し、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が求められている。また、これに関連して処理効率を含めた経済性を考慮した処理体制の構築が重要なになってきている。

このような背景をもとに、国は循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）の制定をはじめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）や個別のリサイクル法を改正・制定するなどして廃棄物の減量に関する方向性を示している。また、滋賀県では、ダイオキシン類削減対策、効率的な熱回収の推進、公共事業のコスト縮減等を目的とした「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」（平成 11 年 3 月）を策定し、ごみ処理の広域化に向けた考え方を示している。

政府が平成 25 年 5 月に閣議決定した「廃棄物処理施設整備計画」では、従来の「3R」の推進に加え、東日本大震災の教訓を踏まえ大規模災害に備えて広域圏での処理体制を構築し、各施設が備える能力を発揮できるよう整備しておくことが必要であるとして、老朽化が進む廃棄物処理施設の適切なタイミングでの更新・改良を行い、システムの強靭化を確保することとされており、この考え方は、平成 30 年 6 月に閣議決定された現在の「廃棄物処理施設整備計画」にも引き継がれている。

さらに、廃棄物処理施設の整備にあたっては、廃棄物処理施設の省エネルギー・創エネルギー化を進め、回収エネルギーの熱供給による地域還元の取り組みを促進するなど、地域全体で温室効果ガスの排出抑制やエネルギー消費の低減を図ることが重要であるとしている。

センターは、國の方針を具体化していく必要があることから、平成 25 年度に「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。

この基本方針では、センターが設置管理運営を行っている斎場施設の方針については、別途、現地での建替計画を検討中であったことから除外し、地元自治会に理解を求めたところ、斎場施設の現地建替えについて協力が得られなかつたこと、現施設を稼働させながら同時に利用者の利便性と安全性を確保し同一敷地内で建替えを行うことが現実的に困難なことから、新たな建設用地を求めていく必要が生じた。これらのことから、平成 25 年度に策定した基本方針に新たに斎場施設の方針を加え基本方針の改訂を行い、「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」（平成 28 年 3 月改訂）を策定した。

(5) 対象事業実施区域（施設位置）の検討経緯

「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」（平成 28 年 3 月改訂）を踏まえた建設候補地の選定にあたり、候補地とする場所の抽出や施設設置に関して受け入れる関係自治会との合意形成などに相当な協議の時間を要する従来の自治体が主導で選定する方式から、応募資格や応募条件を設定し、自治会との合意形成を早期に進めることができるとなる公募選定方式を行うこととし、平成 28 年 9 月 15 日から平成 29 年 3 月 21 日までを募集期間として建設用地の公募を管内自治会に行った結果、4 件の応募が得られた。

その後、当該応募用地について、その適性を評価基準などにより総合的に審査し、建設候補地の公平・公正な選定を行うため、「湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を付属機関として設置し、委員に学識経験者、地域住民代表者（自治会の代表者および公募委員）、関係行政機関の職員の計 12 名の委員を選任し、平成 28 年 10 月 25 日から平成 29 年 6 月 13 日までの約 9 ヶ月の間、延べ 10 回にわたり選定委員会を開催し、慎重審議を重ねた。

審議にあたっては、施設整備に関する基本方針に示される基本理念を踏まえ、「安心・安全の確保」「環境保全への配慮」「事業の経済性」「用地取得の実現性」を視点として幅広い角度から建設候補地としての立地適性について、既存資料や現地視察などを通じて議論がなされた。なお、当該審議において、特に「環境保全への配慮」の視点では、表 2.2-2 に示す項目・指標で応募用地の比較・評価を行った。

表 2.2-2 環境保全への配慮の視点に係る評価項目・指標

評価項目	評価指標
住宅との距離	最寄りの住宅までの距離
周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離
周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況
環境関連法規制	都市計画
	景観
	自然環境
埋蔵文化財	発掘調査

その結果、「湖北広域行政事務センター 新施設建設候補地 選定評価結果報告書」が平成 29 年 6 月にとりまとめられ、平成 29 年 6 月 14 日にセンター管理者へ報告がなされた。その報告を踏まえ、センター管理者会議において審議した結果、最も評価の高かった長浜市木尾町地先の用地を建設候補地とすることに決定した。

なお、平成 30 年 1 月 23 日に、センター議会の議決を受けて、新施設建設用地として取得済みである。

(6) 施設整備基本計画の策定

センターでは、基本方針および新施設建設用地の決定経緯を踏まえ、施設整備の基本条件についてとりまとめた「湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備基本計画」（令和2年3月）（以下「施設整備基本計画」という。）を策定した。

施設整備基本計画では、近年の国際的な潮流や我が国の地域活性化推進の考え方を受けて、「(7) 対象事業の概要 1) 施設整備の基本概念・基本理念」に示す5つの基本概念（コンセプト）を実現できる施設を目指すとともに、廃棄物エネルギーを最大限に活用できる先進的な施設整備（例：高効率ごみ発電のできる焼却施設、ごみ種類組成に応じたエネルギー回収や有効活用が可能となるバイオガス化施設の併設等）を検討し、施設規模および基本となる処理概要を決定した。

(7) 対象事業の概要

1) 施設整備の基本概念・基本理念

センターが新一般廃棄物処理施設の整備を行ううえで定めた基本概念は表 2.2-3 に示すとおりである。また、これらの考え方を踏まえて定めた本施設整備の基本理念は表 2.2-4 に示すとおりである。

表 2.2-3 廃棄物処理施設の整備に係る 5 つの基本概念（コンセプト）

環境保全に配慮した安心な施設

法で定める環境・安全基準に基づき施設周辺の生活環境の保全に努めるとともに、周辺の自然環境や景観との調和にも十分配慮した施設。

安全で安定的な稼働ができる施設

一般廃棄物処理を安定かつ確実に実行できる施設とし、地震等の自然災害にも強い事故のない安全な施設。また、災害時に避難所機能等を有する防災拠点となる施設。

循環型社会形成に貢献できる施設

処理により発生する熱エネルギーを効率的に最大限有効活用し、低炭素社会や循環型社会の構築に貢献できる施設。

市民に親しまれる施設

市民が集い、憩うことができ、施設見学やごみ処理学習等を通じて、環境教育・環境学習の拠点となるような施設。

経済性に配慮した施設

施設の処理性能を維持し、環境面・安全部面に十分配慮したうえで、設備の合理化・コンパクト化に基づく、建設費及び維持管理費のコスト縮減を図れる施設。

表 2.2-4 本施設整備の基本理念

廃棄物処理法では、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にする事により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を制定の目的としており、市民生活に欠かせない一般廃棄物処理施設の整備を行ううえで環境保全への配慮をはじめとする施設整備の基本概念を遵守する事が重要である。

近年、処理技術の発達により、処理施設が周辺に及ぼす環境負荷の低減は進んでいくことから、今後は、省エネルギー化・創エネルギー化を進め地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費の低減及び温室効果ガスの排出抑制を図っていくことが求められている。

このことから、次期施設の整備にあたっては、焼却施設の回収熱エネルギーの効率的な有効利用と設備・維持管理の合理化による電力使用量と二酸化炭素排出量の抑制を図り、低炭素社会や循環型社会形成の推進に貢献するものとする。

2) 対象事業の規模等

焼却施設およびバイオガス化施設の規模

対象事業である焼却施設の規模等の概要は、表 2.2-5 に示すとおりである。

施設整備基本計画より算定された施設規模は、表 2.2-6 に示すとおり 145 t/日である。

また、搬入されるちゅう芥類、紙類等の生ごみ等を活用し、メタン発酵させ、発生したメタンガスを発電に用いるバイオガス化施設を併設する計画である。

関連施設であるバイオガス化施設の規模等は、表 2.2-7 に示すとおりである。

表 2.2-5 対象事業の規模等の概要

項目	内容
種類	焼却施設
施設規模（処理能力）	145 t/日

表 2.2-6 焼却施設の施設規模

項目	内容
施設稼働予定年度	令和 10 (2028) 年度
施設規模設定基準年度	令和 10 (2028) 年度
処理対象物（災害廃棄物含まず）	可燃ごみ
処理対象ごみ量（災害廃棄物含まず）	35,296 t/年 (96.7 t/日)
施設規模	災害廃棄物含まず
	災害廃棄物 10% 含む
	132 t/日
	145 t/日

表 2.2-7 バイオガス化施設の施設規模

項目	内容
施設稼働予定年度	令和 10 (2028) 年度
施設規模設定基準年度	令和 10 (2028) 年度
処理対象物	可燃ごみ（生ごみ等）
施設規模	50 t/日

リサイクル施設の規模

関連施設であるリサイクル施設の規模等は、表 2.2-8 に示すとおり設定する。

表 2.2-8 リサイクル施設の施設規模

項目	内容
施設稼働予定年度	令和 10 (2028) 年度
施設規模設定基準年度	令和 10 (2028) 年度
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ
処理対象ごみ量	4,477 t/年
施設規模	22 t/日

汚泥再生処理センターの規模

関連施設である汚泥再生処理センターの規模等は、表 2.2-9 に示すとおり設定する。

表 2.2-9 汚泥再生処理センターの施設規模

項目	内容
施設稼働予定年度	令和 7 (2025) 年度
施設規模設定基準年度	令和 7 (2025) 年度
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥
処理対象し尿・汚泥量	<ul style="list-style-type: none">・し尿 3,849 kℓ/年・浄化槽汚泥 11,647 kℓ/年合計 15,496 kℓ/年
施設規模	49 kℓ/日

3) 施設整備計画

焼却施設およびバイオガス化施設

(ア) 処理方式

焼却施設の焼却処理方式は、施設整備基本計画における検討結果を踏まえ、「ストーカ式焼却方式」または「流動床焼却方式」とする。

(イ) 処理フロー

焼却施設に係るごみ処理の参考フローを図 2.2-4 に示す。

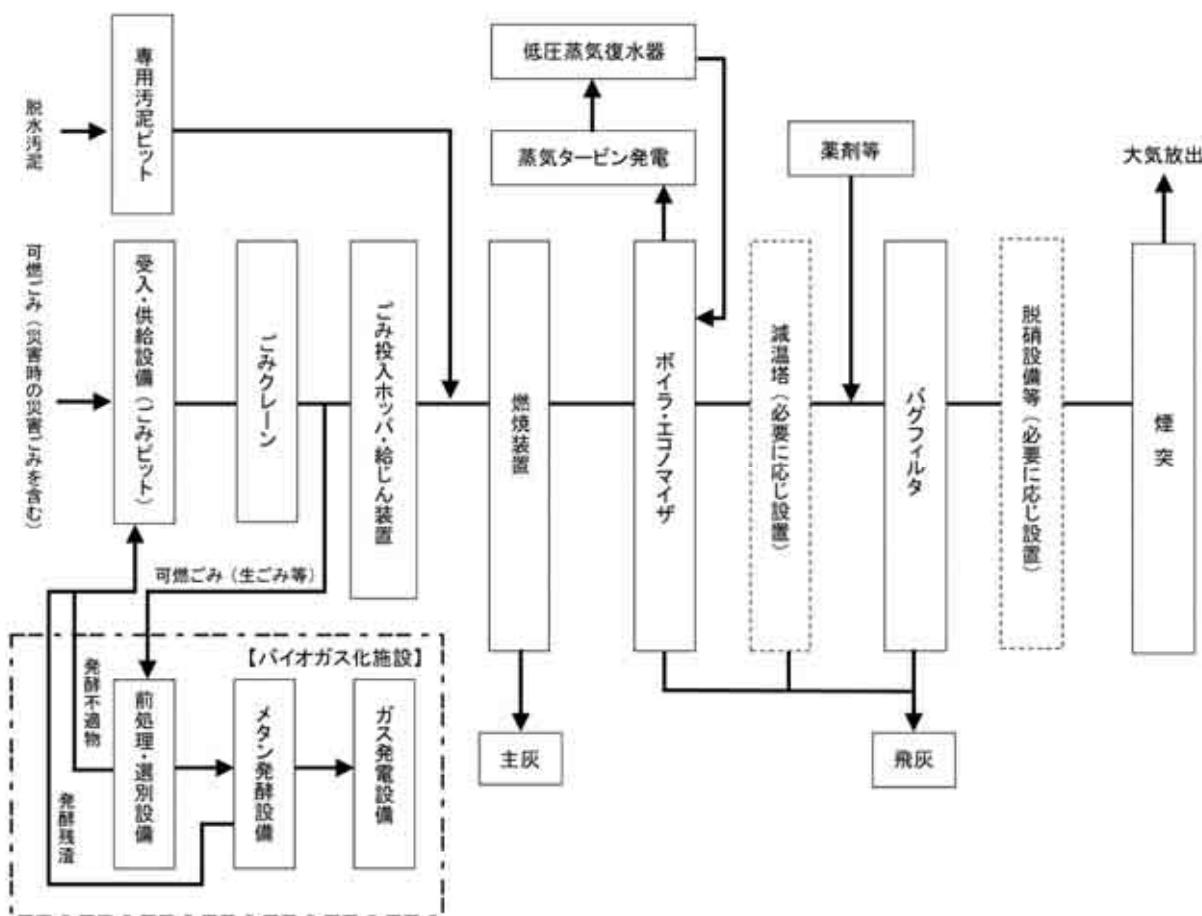


図 2.2-4 焼却施設およびバイオガス化施設の処理フロー図（参考：ストーカ方式の場合）

(ウ) 各処理の概要

ア) 受入・供給設備

搬入されたごみは、計量機で計量した後、プラットホームよりごみピット内に投入する。ごみはピット内でクレーンにより均質になるように混合・攪拌し、ごみクレーンによりごみ投入ホッパに投入する。

イ) 焼却設備

ごみ投入ホッパに投入されたごみは、燃焼設備によって焼却処理する。燃焼設備は、ごみ投入ホッパ・給じん装置・燃焼装置・助燃装置等で構成される。

焼却装置では、ごみ層への空気供給を均一に行い、ごみを連続的に攪拌し、燃焼後の灰および不燃物の排出を行う。

ウ) 排ガス処理設備

燃焼ガスを排気する際に、処理対象物質を指定濃度以下となるよう排ガス処理する。

焼却処理によって発生した燃焼ガスは、ボイラおよびエコノマイザ、必要に応じて減温塔を

設置し、排ガスを安全に効率よく処理できる温度まで冷却する。冷却後、有害ガス除去装置(硫黄酸化物、塩化水素、ダイオキシン類)、バグフィルタ(ばいじん、水銀、ダイオキシン類)、脱硝設備(窒素酸化物)等を設置し処理する。

I) 余熱利用設備

焼却処理に伴う廃熱は、ボイラによって蒸気とし(エネルギー回収)、蒸気タービン発電機によって発電する。その後、蒸気は蒸気復水設備によって、循環利用する。

オ) 灰処理設備

灰処理設備によって、焼却灰および各部で捕集された飛灰をとり集め、搬送・飛灰処理をし、場外へ搬出する。

排ガス処理設備等で集められた焼却飛灰は、飛灰処理装置で薬剤処理によって固化後、固化物ピットまたはバンカに貯留し、場外搬出する。

なお、場外搬出された焼却灰および飛灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター(最終処分場)に搬入し、処分を行う。

カ) 排水設備

焼却施設から発生するプラント排水および生活排水は施設内で極力再利用することとするが、余剰水は処理後、下水排除基準以下になるよう適正に処理を行ったのち、公共下水道へ放流する。

なお、雨水については、調整池を経て公共用水域へ放流する。

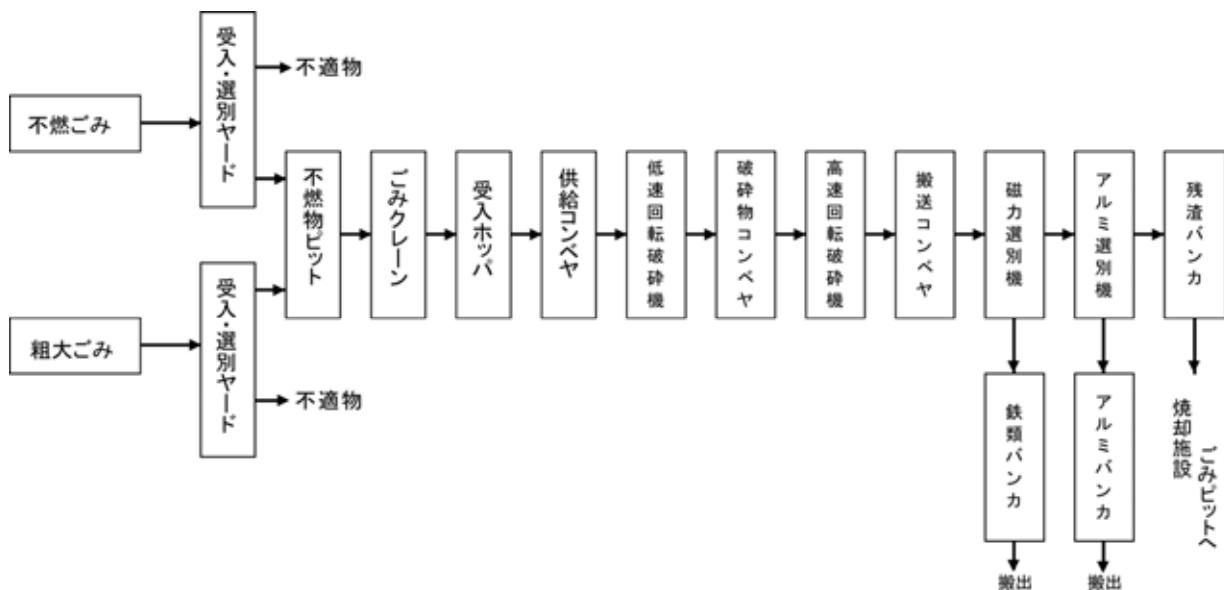
(イ) バイオガス化施設

焼却施設に搬入されるちゅう芥類、紙類等の生ごみ等を活用し、それらをメタン発酵および発生したメタンガスを発電に用いるバイオガス化施設を焼却施設に併設する。発酵不適物や発酵残渣は焼却施設で焼却処理する。

リサイクル施設

(ア) 処理フロー

リサイクル施設(破碎施設)に係る参考処理フローを図2.2-5に示す。



必要に応じて磁力選別機とアルミ選別機の間で、粒度選別機を設置する。

図2.2-5 リサイクル施設(破碎施設)処理フロー図(参考)

(イ) 各処理の概要

ア) 受入・供給設備

搬入されたごみは、破袋およびごみピットに投入される。ピット内のごみは、ごみクレーンにより受入ホッパに投入する。受入ホッパに投入されたごみは、コンベヤ方式によって搬送される。

イ) 破碎設備

搬送されたごみは、破碎設備によって破碎処理される。破碎設備は、ごみからの資源回収率を高め、安全・安定に処理を行うために、高速回転破碎機および低速回転破碎機の2種類の破碎機を設置する。

ウ) 選別設備

磁力選別機、粒度選別機等の選別設備によって、鉄、非鉄金属(アルミ)、可燃物、不燃物等に分別する。

エ) 貯留・搬出設備

選別されたごみのうち、可燃物はごみ焼却施設へ搬送され、焼却処理される。不燃物、鉄、非鉄金属(アルミ)は、各貯留バンカにて貯留後、場外搬出する。

なお、不燃物類については、ウイングプラザ(最終処分場)等に搬入・処分され、鉄、非鉄金属は民間事業者等によって資源化される。

オ) 排水設備

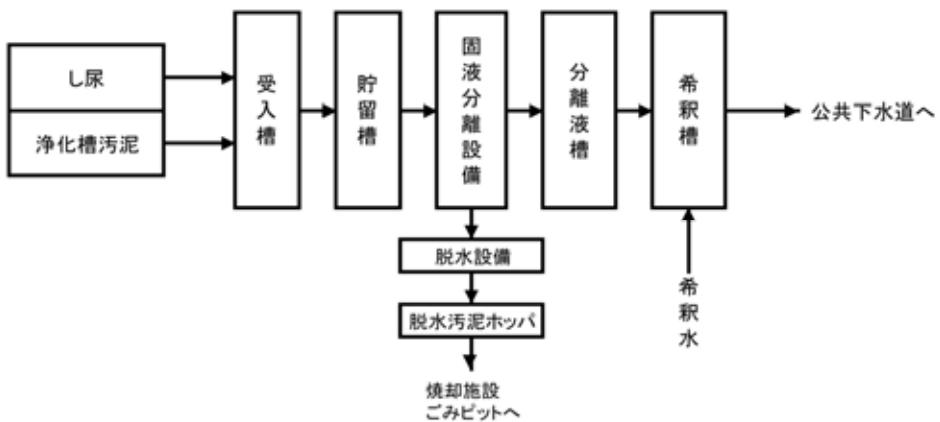
生活排水およびプラント排水については下水道放流とし、下水排除基準に適合した適正な処理を行う。また、生活排水については、公共下水道へ放流する。

なお、雨水については、調整池を経て公共用水域へ放流する。

汚泥再生処理センター

(ア) 処理フロー

汚泥再生処理センターに係る参考処理フローを図 2.2-6 に示す。



上記フローは希釀放流をベースとしたフロー図であり、必要に応じて生物処理設備を設置する。

図 2.2-6 汚泥再生処理フロー図（参考：希釀放流方式の場合）

(イ) 各処理の概要

ア) 受入・貯留槽

し尿・浄化槽汚泥は、受入槽に搬入後、貯留槽へ送る。

イ) 処理・希釀・放流

生物処理または希釀放流等により、放流水質を下水排除基準以下に下げ、公共下水道へ放流する。

ウ) 脱水・搬出設備

し渣は脱水処理し、焼却施設で処理する。

4) 公害防止基準

排ガス基準

新たな焼却施設が環境保全のために目標とする値(以下「公害防止基準」という。)は、施設整備基本計画において関係法令等の規制値(以下「法規制基準値」という。)および現有施設の公害防止基準を踏まえ設定した。

このうち、大気質に係る新たな焼却施設の法規制基準値および現有施設の公害防止基準は、表2.2-10に示すとおりである。本施設の排ガス中の有害物質にかかる公害防止基準は、同表の太枠内に示す値である。

大気質に係る公害防止基準は、現有施設においても大気汚染防止法の排出基準を大幅に下回る公害防止基準としており、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の排出基準を遵守している。本施設では、現有施設よりも厳しい基準であり、かつ近年の平均的な施設と同等または厳しい基準とする。

表 2.2-10 大気質に係る法規制基準値および現有施設の公害防止基準(焼却施設)

項目	本施設の公害防止基準	現有施設(クリスタルプラザ)の公害防止基準 ¹	近年の平均的な公害防止基準 ²	本施設の法規制基準値
ばいじん	0.01g/m ³ N 以下	0.02g/m ³ N 以下 ※法排出基準は0.15g/m ³ N 以下	0.01g/m ³ N	0.08g/m ³ N 以下
硫黄酸化物(SOx) ³	30ppm 以下	50ppm 以下 (K値14.5以下)	30ppm	K値14.5以下 (約3,300ppm以下相当)
窒素酸化物(NOx)	50ppm 以下	125ppm 以下	62ppm	250ppm 以下
塩化水素(HCl)	30ppm 以下	100ppm 以下	44ppm	700mg/m ³ N 以下 ※430ppm 以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下 ※法排出基準は5ng-TEQ/m ³ N 以下	0.1ng-TEQ/m ³ N	1ng-TEQ/m ³ N 以下 ※ガイドライン ⁴ は0.1ng-TEQ/m ³ N 以下
水銀 ⁵	30μg/m ³ N 以下	-	46μg/m ³ N	30μg/m ³ N 以下

注1) 表中の基準値(濃度)は、酸素濃度12%換算値である。

注2) 1: 現有施設(クリスタルプラザ)の公害防止基準は、協定値である。

2: 平成25年度以降に竣工した約30施設のごみ焼却施設における公害防止基準の平均値であり、各施設の公害防止基準値は施設整備計画に掲載している。

3: 硫黄酸化物にかかるK値規制は、各施設から排出される硫黄酸化物が拡散し、着地する地点のうち、最大濃度となる地点での濃度を、一定の値以下に抑えるという考え方に基づき、排出口の高さに応じて、硫黄酸化物の許容限度を定める規制方式である。よって、煙突が低いほど、硫黄酸化物の排出量を少なくしなければならないこととなる。K値規制は、工場地帯のようなところで、様々な施設がある中で、地域全体として管理することを主な目的としたものである。主に硫黄分の多い重油を多く使っていたバックグラウンドの高い地域の規制を厳しくすることを狙っていたため、地域ごとに規制値が決められている。大気汚染防止法制定当時、煙突があまり高くなく、排ガス処理技術も現在ほど発展していなかった時代には、局地的な高濃度の二酸化硫黄汚染を防止するために効果的な規制であったが、高煙突化が進み、排ガス処理設備も発展し、さらに光化学オキシダントや酸性雨のような広域大気汚染が問題になってきている現在では、必ずしも有効な規制方式とはいえない、他の規制方式との組合せが必要とされており、近年は自主基準では濃度基準を採用するごみ焼却施設が多くなっている。

4: ガイドラインは「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(環境省、平成9年1月)を指す。

5: 水銀は、平成30年4月から旧施設(現有施設も該当)に50μg/m³N以下が適用された。新施設では30μg/m³N以下が適用される。

排水基準

計画施設からのプラント系排水は、下水道放流する。排水基準は、下水道法および長浜市公共下水道条例に基づく下水排除基準（特定事業場）を遵守する必要があるため、排水に係る公害防止基準は表 2.2-11 に示す太枠内の値とする。

表 2.2-11 下水道法および長浜市下水道条例に基づく排除基準

項目	下水道法施行令	長浜市下水道条例
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03	-
シアノ化合物 (mg/l)	1	-
有機燐化合物 (mg/l)	1	-
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1	-
六価クロム化合物 (mg/l)	0.5	-
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1	-
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.005	-
アルキル水銀化合物 (mg/l)	検出されないこと	-
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003	-
トリクロロエチレン (mg/l)	0.1	-
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1	-
ジクロロメタン (mg/l)	0.2	-
四塩化炭素 (mg/l)	0.02	-
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.04	-
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	1	-
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.4	-
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	3	-
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.06	-
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.02	-
チウラム (mg/l)	0.06	-
シマジン (mg/l)	0.03	-
チオベンカルブ (mg/l)	0.2	-
ベンゼン (mg/l)	0.1	-
セレン及びその化合物 (mg/l)	0.1	-
ほう素及びその化合物 (mg/l)	10	-
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	8	-
1,4-ジオキサン (mg/l)	0.5	-
フェノール類 (mg/l)	5	-
銅及びその化合物 (mg/l)	3	-
亜鉛及びその化合物 (mg/l)	2	-
鉄及びその化合物（溶解性）(mg/l)	10	-
マンガン及びその化合物（溶解性）(mg/l)	10	-
クロム及びその化合物 (mg/l)	2	-
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	10	-
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 (mg/l)	380 未満	380 未満
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	600 未満 (5 日間)	600 未満 (5 日間)
浮遊物質量 (mg/l)	600 未満	600 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
鉱油類含有量 (mg/l)	5	5
動植物油脂類含有量 (mg/l)	30	30
窒素含有量 (mg/l)	240 未満	60 未満 (日間平均値)
燐含有量 (mg/l)	32 未満	10 未満 (日間平均値)

備考 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水または当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域または海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法もしくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、または水質汚濁防止法第3条第3項もしくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該下水について本表の基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、本表の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

出典：「下水道法施行令」（昭和34年政令第147、最終改正：平成27年政令第384号）

「長浜市下水道条例」（平成18年長浜市条例第163号、最終改正：平成30年3月30日条例第8号）

悪臭防止基準

対象事業実施区域は悪臭防止法に基づく規制地域に該当し、悪臭に係る公害防止基準は、悪臭防止法に基づく規制基準とする。

悪臭に係る公害防止基準を表 2.2-12 に示す。

表 2.2-12 悪臭に係る公害防止基準（敷地境界線）

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルプチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

騒音防止基準

対象事業実施区域は、騒音規制法における第 2 種区域に指定されている。騒音防止基準値は、法規制値である第 2 種区域の基準値以下とする。

騒音防止基準値を表 2.2-13 に示す。

表 2.2-13 騒音防止基準値

単位 : dB

時間帯 区域	朝	昼	夕	夜間
	午前 6 時 ~ 午前 8 時	午前 8 時 ~ 午後 6 時	午後 6 時 ~ 午後 10 時	午後 10 時 ~ 翌日の午前 6 時
法規制値 (第 2 種区域)	50	55	50	45

出典：「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域の指定」（平成19年長浜市告示第96号、最終改正：平成25年長浜市告示第54号）
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成19年長浜市告示第97号）

振動防止基準

対象事業実施区域は、振動規制法における第1種区域に指定されている。振動防止基準値は、法規制値である第1種区域の基準値以下とする。振動防止基準値を表2.2-14に示す。

表2.2-14 振動防止基準値

単位：dB

区域	時間帯	昼	夜間
	午前8時～午後7時	午後7時～翌日の午前8時	
法規制値 (第1種区域)	60	55	

出典：「振動規制法に基づく振動を規制する地域の指定」

(平成19年長浜市告示第100号、最終改正：平成25年長浜市告示第55号)

「特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成19年長浜市告示第101号)

5) 施設設計画

メーカヒアリングから想定した施設配置計画は、図2.2-7に示すとおりである。

緑化は施設周縁部を中心に実施する計画であり、「長浜市都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準及び指導要綱」における規定を満足する緑地面積とする。

また、本施設は「長浜市景観まちづくり計画」における良好な景観の形成のための行為の制限に従った色彩計画とする。

< 良好的な景観の形成のための行為の制限 (建築物：色彩) >

自然景観やまちなみ景観、建築デザインなど周辺の環境との調和に配慮します。

基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとします。

外壁(太陽光発電設備等を除く。)の色彩は、日本産業規格Z8721(色の三属性による表示方法)により

- ・彩度10以上の色彩は使用しないこととします。

- ・無彩色(N)は、明度1~9.5の範囲とします。

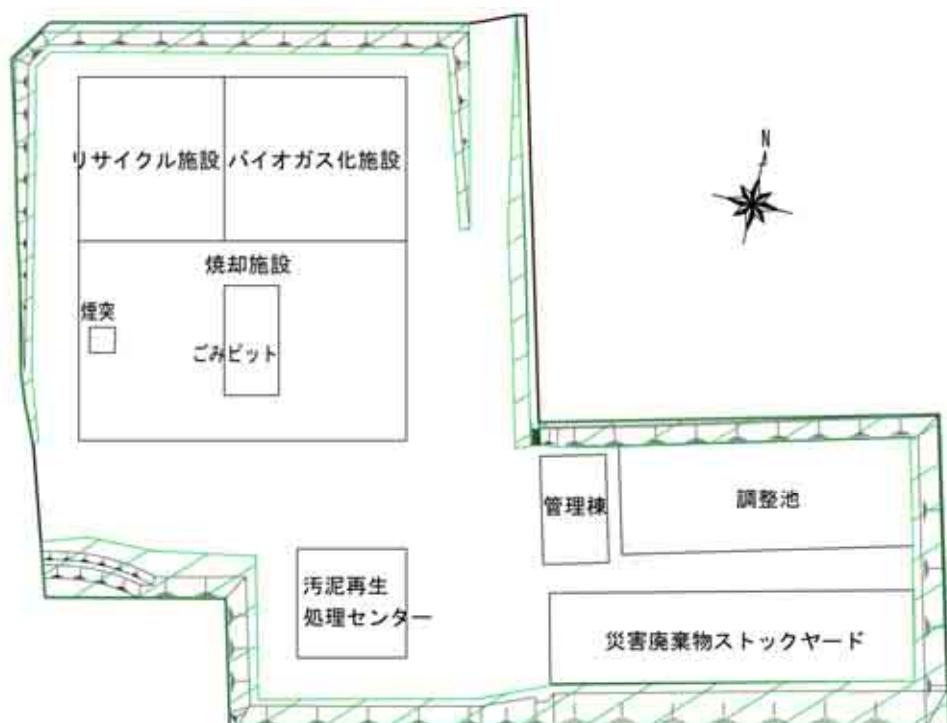


図2.2-7 施設配置図(参考)

6) 施設供用計画

給水計画

施設で使用する用水量（給水量）は、最大で約 400m³/日程度を想定している。当該給水には、上水道および地下水を使用する計画であるが、地下水の使用については事業実施段階において揚水試験等を行い、揚水による影響がない範囲で使用量を検討する。

なお、焼却施設・バイオガス化施設の機器冷却水は再利用し、水使用量を削減する。

排水計画

計画施設からの排水（焼却施設以外の関連施設含む）は、下水道放流する。排水基準は、前掲表 2.2-11 に示すとおりであり、施設内の排水処理施設で排除基準以下まで処理する。

また、雨水排水については、敷地南東側の調整池を経て、下流水路へ放流する。

発電計画

焼却施設・バイオガス化施設では、前掲図 2.2-4 に示すとおり、ごみ焼却による廃熱および可燃ごみ中の生ごみ等より発生させたメタン発酵を利用し、発電を行う。発電した電力は、焼却施設、リサイクル施設、汚泥再生処理センター及び隣接する斎場等へ供給するほか、余剰電力は売電する。

7) 関係車両の主要走行計画

関係車両の計画台数

本事業に係る廃棄物搬入車両は、平均で通常約 350 台、休日等約 800 台を計画している。休日については、現有施設と同様に主に個人の直接持込車両である。また、1~2 台程度の薬品等搬入車両および処理残渣等搬出車両と 10 台程度の汚泥再生処理センターのし尿収集車両を想定している。

関係車両の主要走行ルート計画

本事業に係る工事中の工事関係車両および供用後における廃棄物等の搬入車両は、主に県道 276 号小室大路線または一般国道 365 号を走行するルートとなる。

関係車両の主要走行ルートを図 2.2-8 に示す。



図 2.2-8 関係車両の主要走行ルート図

(8) 工事計画

1) 工事計画の概要

敷地内の造成工事の後、汚泥再生処理センター、焼却施設・バイオガス化施設、リサイクル施設、管理棟の各施設の工事を実施する。各施設では、主要な工事として、仮設工事、杭・山留工事、掘削・土工事、躯体工事、プラント工事、外構工事を実施する。

想定する主要工事工程は表 2.2-15 に示すとおりであり、令和 5 年度から令和 9 年度の 5 年間を予定している。

なお、対象事業実施区域は、従来は人為的な耕作地であった場所であり、また、平成 30 年度より長浜市による発生土処分事業が実施されている（写真参照）。

表 2.2-15 想定する主要工事工程

		1年目 (令和5年度)	2年目 (令和6年度)	3年目 (令和7年度)	4年目 (令和8年度)	5年目 (令和9年度)
造成工事	掘削・盛土					
汚泥再生処理センター	仮設工事					
	杭・山留					
	掘削・土工事					
	躯体工事					
	プラント工事					
	外構工事					
	試運転					
	仮設工事					
	杭・山留					
	掘削・土工事					
焼却施設・バイオガス化施設、リサイクル施設、管理棟	躯体工事					
	プラント工事					
	外構工事					
	試運転					



【参考】対象事業実施区域の現状（令和3年4月26日撮影）

写真中の建物は、令和3年4月より供用が開始された新斎場である。

2) 各工種の概要および使用重機(建設機械)

造成工事、汚泥再生処理センター、焼却施設・バイオガス化施設、リサイクル施設、管理棟の工事における主な工種、工事概要および使用する主な重機(建設機械)は表 2.2-16 に示すとおりである。

表 2.2-16(1) 工種ごとの工事概要および重機(建設機械)一覧
(造成工事、汚泥再生処理センター)

工区	工種	工事概要	重機(建設機械)	
造成工事	造成工事	調整池、擁壁の設置工事 仮設管理事務所、仮囲い(3m)の設置等	ブルドーザ	20t 未満
			バックホウ	1m ³ 未満
			杭打機	
			コンクリートポンプ車	50m ³ 以上
			モーターグレーダ	
			タイヤローラ	8-20t
			アスファルトフィニッシャ	
			ロードローラ	12t 未満
			クローラクレーン	100t 吊未満
			クローラクレーン	50t 吊未満
汚泥再生処理センター工事	仮設工事	仮囲い等の設置	ホイールクレーン(ラフター)	15t 吊
	杭・山留	汚泥再生処理センターの杭工事、汚泥再生処理センターの山留工事	杭打機	
			ホイールクレーン(ラフター)	25t 吊
			バイブロ	
			クローラクレーン	50t 吊未満
			杭打機	
掘削・土工事	汚泥再生処理センター地下部の掘削工事	汚泥再生処理センター地下部の掘削工事	バックホウ	0.45m ³
			バックホウ	0.7m ³
			バックホウ	0.08m ³
			振動ローラー	1t
			コンクリートポンプ車	50m ³ 未満
躯体工事、プラント	汚泥再生処理センターの躯体工事 汚泥再生処理センターの設備機器設置工事	汚泥再生処理センターの躯体工事 汚泥再生処理センターの設備機器設置工事	ホイールクレーン(ラフター)	25t 吊
			クローラクレーン	100t 吊未満
			コンクリートポンプ車	50m ³ 未満
外構工事	汚泥再生処理センター周辺(敷地南東部)の外構工事	汚泥再生処理センター周辺(敷地南東部)の外構工事	ブルドーザ	20t 未満
			モーターグレーダ	
			ロードローラ	12t 未満
			アスファルトフィニッシャ	
			バックホウ	0.08m ³

表 2.2-16(2) 工種ごとの工事概要および建設機械一覧（重機）
 （焼却施設・バイオガス化施設、リサイクル施設、管理棟）

工区	工種	工事概要	重機（建設機械）	
焼却施設・バイオガス化施設、リサイクル施設、管理棟 工事	仮設工事	仮設管理事務所、仮囲い（3m）の設置等	バックホウ	1m ³ 未満
			ホイールクレーン（ラフター）	50t 吊
	杭・山留	焼却施設・バイオガス化施設、リサイクル施設の杭工事・山留工事	バックホウ	1m ³ 未満
			クローラクレーン	50t 吊未満
			杭打機	
			削孔機（SMW用）	
	掘削・土工事	焼却施設・バイオガス化施設、リサイクル施設のごみピット等の掘削・土工事	バックホウ	1m ³ 未満
			クラムシェル	
			クローラクレーン	100t 吊未満
			バックホウ	1m ³ 未満
	躯体工事、プラント	焼却施設・バイオガス化施設、リサイクル施設の地下部・地上部躯体工事、設備機器の設置工事	ホイールクレーン（ラフター）	25t 吊
			ホイールクレーン（ラフター）	50t 吊
			ホイールクレーン（ラフター）	70t 吊
			クローラクレーン	100t 吊未満
			クローラクレーン	200t 吊未満
			クローラクレーン	350t 吊未満
			コンクリートポンプ車	50m ³ 未満
			コンクリートポンプ車	50m ³ 以上
			フォークリフト	3t 未満
			高所作業車	揚程 20m 未満
	外構工事	焼却施設・バイオガス化施設、リサイクル施設周辺（敷地北西部）および全体の外構工事	ブルドーザ	10t 未満
			バックホウ	1m ³ 未満
			ロードローラ	12t 未満
			タイヤローラ	8t 未満
			アスファルトフィニッシャ	
			モーターグレーダ	

3) 工事概要

令和 5 年度から令和 9 年度にかけて実施する工事の概要を図 2.2-9 に示す。

工事開始時に敷地南東部へ調整池を設置し、造成工事を進める。敷地周縁部には仮囲いを設置する。

汚泥再生処理センターより建設工事を進め、汚泥再生処理センターの建設工事終盤より、焼却施設・バイオガス化施設およびリサイクル施設の建設工事を開始する。

汚泥再生処理センターは令和 7 年度、その他の施設は令和 10 年度より供用開始する。

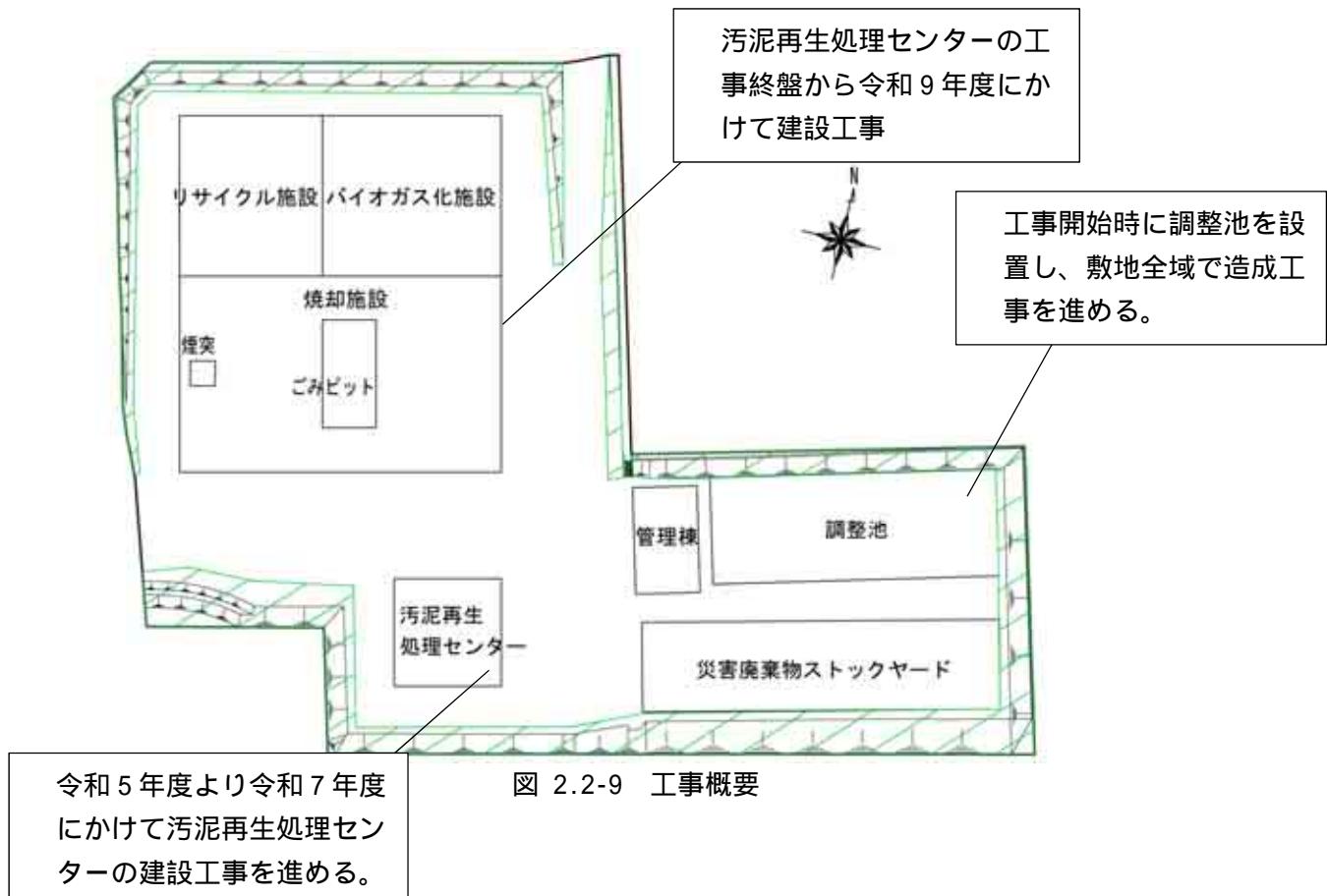


図 2.2-9 工事概要

4) 工事用車両の走行計画

本工事の工事用車両は、主に県道 276 号小室大路線または一般国道 365 号を走行するルートとなる。工場車両の主要走行ルートを図 2.2-10 に示す。

本工事の工事用車両(大型車)の走行台数が最大となる時期は、焼却施設・バイオガス化施設、リサイクル施設の建設工事(躯体工事・プラント工事)を実施している令和 9 年 1 月頃となり、片道あたり大型車(ダンプトラック等) 130 台程度、小型車(通勤車両含む) 280 台程度の走行を予定している。



図 2.2-10 工事用車両の主要走行ルート図

(9) その他対象事業に関する事項

1) 環境配慮の方針

本事業の実施にあたっては、周辺住居地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減する観点で、以下に示す環境配慮を行う方針である。

準備書での調査、予測および評価の結果を踏まえて検討した具体的な環境保全措置は第5章および第6章に示す。

<工事の実施>

- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、極力、対象事業実施区域内で再利用することを検討し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数を減らすことにより、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事車両の走行にあたっては、安全運転の励行および車両管理を徹底する。また、沿道の通行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両の洗浄を励行し、敷地内外の路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、強風時や砂じんの発生しやすい気象条件の場合には適時散水等の対策を講じる。
- ・ 土地の改変に伴う濁水流出を防止するため、沈砂池等を設置し下流の河川等への影響を軽減する。
- ・ 建設工事に使用する重機(建設機械)は、周囲への騒音・振動・大気質の影響を極力低減する。
- ・ 工事用車両の運行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。

<施設の存在・供用>

- ・ 最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。
- ・ 排ガス濃度等を計測し、適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開に努める。
- ・ 適宜場内の清掃を行い、粉じんの飛散防止に努める。
- ・ 施設の稼働音が敷地外へ漏れるのを防ぐため、必要に応じて消音器の設置や防音扉の設置等の対策を行う。
- ・ 施設から発生する振動が周辺環境へ影響しないよう、必要に応じて対策を行う。
- ・ ごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部漏洩を防止すると共に、ごみピットから発生する臭気は焼却炉の燃焼空気として吸引し、焼却炉内でごみと共に熱分解する。また、プラットホーム出入り口にはエアカーテンを設置するなどの臭気の漏洩対策を検討する。
- ・ 焼却灰の搬出を行う場合には、適度な湿度を持たせた上で天蓋付き車両等を用いて運搬し、環境への飛散を防止する。また、灰出場については、灰の堆積を防止するため適宜清掃を行い、床面を流れた汚水については、汚水排水経路で集めて処理後に再利用等を行うことにより、公共用水域への流出を防止する。
- ・ 生活排水および施設排水は、下水排除基準以下になるよう適正に処理を行ったのち、公共下水道へ放流する。
- ・ 雨水は、調整池で流量を調整しながら公共用水域に放流する。
- ・ 建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。なお、当該地域の自然環境の保全にも配慮し、植栽樹種の選定にあたっては、郷土種の採用等に留意する。
- ・ 廃棄物等運搬車両の運行にあたっては、決められたルートを走行するほか、規制速度の遵守を行うよう運転手を教育・指導し、交通安全の確保にも十分に留意する。

第3章 対象事業実施区域およびその周囲の概況

対象事業実施区域は長浜市の南部に位置している。

地域特性を把握する範囲は、対象事業実施区域およびその周囲とし、対象事業により特に広域的に影響が生じる可能性のある景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域から半径約3km程度の範囲を包含する図3-1に示す範囲（以下「調査区域」という。）とした。ただし、統計資料等により市町村単位で地域環境の状況を述べる事項は、対象事業実施区域が位置する長浜市の全域（以下「調査対象地域」という。）を対象とした。

対象事業実施区域およびその周囲の概況を表3-1に示す。



図 3-1 地域特性を把握する範囲（調査対象地域・調査区域）

表 3-1(1) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
自然的状況	気象 対象事業実施区域付近の測定地点における年間の月別平均気温は0.5°Cから27.0°C、月別平均湿度は68%から82%の間で推移している。年平均風速は1.6m/sであり、卓越風として、西方向と西北西方向の湖風が観測されている。一方、年間を通じて南寄りの風は少ない傾向にある。また、月別平均日射量は、0.26～0.88MJ/m ² 、月別平均放射収支量は0.04～0.65MJ/m ² で推移している。 長浜地域気象観測所における平年値は、年平均気温が13.9°C、年降水量が1553.2mm、年最多風向は北西、年平均風速は1.8m/sである。令和2年の年平均気温は15.0°C、年間降水量は1,918.5mmである。また、最多風向は、夏季は東南東方向、それ以外の季節は北西である。
	大気質 対象事業実施区域付近の測定地点では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質およびダイオキシン類について、いずれも環境基準を満足している。 調査区域では、一般環境大気測定期として長浜局が設置されている。また、長浜局ではダイオキシン類の測定も実施されている。平成27～令和1年度において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類について環境基準を満足している。
	騒音 対象事業実施区域付近の道路交通騒音測定地点では、平日休日ともに環境基準および要請限度を満足している。 調査区域では、道路交通騒音測定を1地点（北陸自動車道（長浜市湖北町留目））において実施している。環境基準および要請限度を満足している。 調査区域では、平成26～28年度の3年間で5地点において環境騒音調査が実施されている。全ての地点で昼間、夜間ともに環境基準を満足している。
	振動 対象事業実施区域付近の測定地点では、道路交通振動に係る要請限度を昼間、夜間ともに満足している。 調査区域では、道路交通振動の調査および環境振動調査は実施されていない。
	悪臭 対象事業実施区域付近の測定地点では、全ての特定悪臭物質濃度（22物質）が規制基準値を下回っている。また、臭気指数は定量下限値の10未満である。 調査区域では、悪臭に係る測定は行われていない。
	水象 調査区域を流れる主な河川は、淀川水系の田川、姉川および姉川支流の草野川である。湖沼の代表的なものは、対象事業実施区域の北側に位置する西池である。 対象事業実施区域に最も近い水位観測所は、調査区域外に位置する姉川の野寺橋水位流量観測所（長浜市野寺橋）であり、平成28年に最も流量が多かったのは2月、最も少なかったのは8月である。
	水質 調査区域では、姉川や田川などに位置する7地点において水質調査が実施されている。水質の測定結果は、健康項目の測定結果では、いずれも環境基準を満足している。一方、生活環境項目については、環境類型が設定されている3地点全てにおいてBODおよび大腸菌群数が環境基準値を超過している。
	水底の底質 調査区域では、水底の底質に係る測定は実施されていない。

表 3-1(2) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
地下水	調査区域では、継続監視調査が 1 調査地域（長浜市大寺町地区）で実施されている。継続監視調査の結果、テトラクロロエチレンは環境基準値を超過しているが、他の項目は環境基準を達成している。
土壤および地盤	調査区域の山地の土壤は乾性褐色森林土壤が大半を占め、北東側の山地には褐色森林土壤が分布している。山地の谷には黄褐色土壤やグライ土壤、調査区域の南側を流れる姉川周辺の低地は灰色土壤や強グライ土壤がみられる。対象事業実施区域の土壤は乾性褐色森林土壤および強グライ土壤により構成されている。 調査区域では、平成 22 年度および平成 29 年度にダイオキシン類調査地点（土壤）が 2 地点で実施されおり、いずれの地点でも環境基準を達成している。 調査区域では地盤沈下は認められていない。
地形および地質	調査区域の地形は、北側は急斜面の山地、調査区域の南側を流れる姉川周辺には低地の扇状地および自然堤防や氾濫平野等が分布している。山地の谷部には谷底平野や三角州が分布している。また、調査区域には活断層が 3 箇所分布している。 調査区域の地質は、山地には固結堆積物の砂岩、山地の谷部には未固結堆積物の碎屑物が分布している。調査区域の南側を流れる姉川周辺の低地には砂や礫、泥の堆積物が分布している。対象事業実施区域の地質は、砂岩・泥質岩互層および砂がち堆積物が大半を占めている。 調査区域に位置する重要な地形としては、非火山性孤立峰の虎御前山（虎姫山）がある。
動植物	対象事業実施区域付近で実施された既往調査では、鳥類のノスリ、爬虫類のニホンイシガメ、両生類のナゴヤダルマガエルのほか、魚類のヤリタナゴ、ドジョウ、ミナミメダカ、ドンコ、底生動物のシジミ属の一種、植物のイチョウウキゴケ、ミクリの合計 10 種の重要な種を確認した。
自然的状況	動物 調査区域に生息する可能性のある重要な動物の生息状況は以下のとおりである。 哺乳類は 6 種の重要な種を確認した。樹林を主な生息環境とするムササビ、ツキノワグマ、カモシカ等の種や、キクガシラコウモリ、ニホンコキクガシラコウモリ等の林内と洞穴を主な生息環境とする種を確認した。 鳥類は、133 種の重要な種が確認された。サシバ、ミサゴ、ノスリ等の猛禽類のほか、チュウサギ、ミヅゴイ、ヨシゴイ、カイツブリ、オシドリ等の水辺を利用する種が多く確認された。また、ジュウイチ、ヨタカ、フクロウ、ブッポウソウ等の森林に生息する種も多く確認された。 爬虫類は、9 種の重要な種を確認した。水辺でみられるニホンイシガメ、ニホンヌッポンや、草地から樹林に生息するヒガシニホントカゲやヤマカガシ、ニホンマムシ等を確認した。また、樹林に生息するシロマダラ、タカチホヘビを確認した。 両生類は、15 種の重要な種を確認した。ヤマトサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、アカハライモリのほか、溪流に生息するカジカガエル、水田等の水辺に生息するトノサマガエル、ニホンアカガエルや、樹林に生息するモリアオガエル等のカエル類を確認した。 昆虫類は、65 種の重要な種を確認した。モートンイトトンボやハッチョウトンボ、カトリヤンマ等のトンボ類が多く確認したほか、オオミスジ、オオムラサキ、ギフチョウ等のチョウ類が多く確認された。また、ゲンゴロウやガムシ等の水生昆虫を確認した。 魚類は、31 種の重要な種を確認した。ヤリタナゴやカネヒラ、ドジョウ、ミナミメダカ等、水田や流れの緩やかな小河川に生息する種が多く確認された。また、琵琶湖水系の固有種であるワタカ、ウツセミカジカ（琵琶湖型）、ビワヒガイ、ビワマス等が確認された。 底生動物は、25 種の重要な種を確認した。浅い河川や水路、水田等に生息するカワニナ類やマルタニシ、モノアラガイが確認された。また、マツカサガイやササノハガイ等、淡水生の二枚貝であるイシガイ科の種が多く確認された。 陸産貝類は、20 種の重要な種を確認した。オオギセルやコンボウギセル、ヤマタカマイマイ等、樹林の林床に生息する種や、水辺に生息するナガオカモノアラガイ等が確認された。

表 3-1(3) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
自然的状況	<p>植物</p> <p>調査区域に生息する可能性のある重要な植物は、水路等でみられるミズオオバコやミクリ、湿地等でみられるノハナショウブやタチカモメヅル、水田の畔等でみられるミゾコウジュやウスグチヨウジタデ、山地の林床でみられるエビネ等など 86 種を確認した。</p> <p>調査区域の植生は、北東側に広がる山地の尾根にはユキグニミツバツツジーアカマツ群集やユキグニミツバツツジーコナラ群集、山腹や谷筋にはスギ・ヒノキ・サワラ植林やアベマキーコナラ群集がみられ、山地の谷あいには水田雑草群落が広がる。姉川周辺の平野部には、水田雑草群落と市街地が分布し、姉川沿いにはオギ群集やツルヨシ群集が帶状にみられる。</p> <p>調査区域の重要な植物群落は、「誓願寺のシラカシ林」「姉川堤防のケヤキ林」が挙げられる。そのほか、調査区域には、ケヤキやスギ、ヒノキ等の巨樹・巨木が 58 箇所分布している。</p>
	<p>生態系</p> <p>調査区域は大半が代償植生となっており、対象事業実施区域の北部および東部を中心になら葉広葉樹の混在する常緑針葉樹二次林であるユキグニミツバツツジーアカマツ群集や落葉広葉樹二次林であるユキグニミツバツツジーコナラ群集、アベマキーコナラ群集、また、人為的な影響を受けた植生であるスギ・ヒノキ・サワラ植林等が分布している。さらに、対象事業実施区域周辺には田川、姉川およびそれらの支流が分布し、水田やため池等の水域も広くみられることから、代償植生および水辺環境を基盤とした里地・里山の生態系と考えられる。</p> <p>樹林地には、コナラ、アベマキ等の高木落葉広葉樹のほか、スギ、ヒノキ等の針葉樹が生育していると考えられる。また、水田やため池等の湿地環境や草地には、スギナやイヌドクサ等のシダ植物類、アキノウナギツカミ、イ、コナギ、ヨモギ、アカザ等の草本類が生育していると考えられる。</p> <p>これらの植生を基盤として、鳥類のヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ホオジロ、両生類のニホンアマガエル、ナゴヤダルマガエル、昆虫類のエンマコオロギ、コバネイナゴ、チャバネセセリ、魚類のドジョウ、ミナミメダカといった小動物が生息すると考えられる。また、それらの動物を捕食する中型哺乳類のホンドイタチ、ホンドキツネや、鳥類のアオサギ、ダイサギが生息し、さらにサシバ、ノスリ等の生態系上位種が生息していると考えられる。</p> <p>調査区域に位置する重要な生態系としては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で定められた小谷山西池鳥獣特別保護地区、滋賀県により「守りたい育てたい湖国の自然 100 選」に選考された西池がある。</p>
	<p>景観</p> <p>調査区域の主要な眺望点としては、対象事業実施区域の西側に位置する虎御前山（展望台）、北西側に位置する小谷城跡（小谷山登山道）があげられる。</p> <p>調査区域の景観資源としては、主要な眺望点である虎御前山や、滋賀県指定名勝に指定されている近江孤篷庵、「滋賀県の守りたい育てたい湖国の自然 100 選」に選考されている西池等があげられる。</p>
	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>調査区域には、鳥類の飛来地（オオヒシクイ南限飛来地）としてバードウォッチング等に利用されている西池や、ハイキングコースのある小谷城跡、スポーツ施設を併設した公園として利用されている浅井文化スポーツ公園などがある。</p>
	<p>一般環境中の放射性物質の状況</p> <p>調査区域に最も近い原子力規制委員会が設置するモニタリングポストとしては、対象事業実施区域の南南東約 7km に位置する長浜保健所（長浜市平方町）があり、空間線量率の連続的な監視が行われている。長浜保健所では、いずれの年度も、環境省が示す「追加被ばく線量 1mSv/年」に相当する空間線量率 $0.23 \mu \text{Sv/h}$ を下回っている。</p>
文化財および伝承文化の状況	<p>調査区域には、建造物や美術工芸品等の指定文化財等が 73 件、遺跡や古墳等の埋蔵文化財包蔵地が 169 箇所分布している。</p> <p>調査区域には、元三大師お水取り行事や小谷城戦国まつりなどの伝承文化がある。</p>

表 3-1(4) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
社会的状況	人口 令和 1 年の人口・世帯数は、長浜市で 118,103 人、46,301 世帯、また、総面積に対する人口密度は 173 人/km ² 、可住地面積に対する人口密度は 712 人/km ² となっている。 平成 27 年以降の人口の推移についてみると、減少傾向となっている。 人口動態は、長浜市では、自然動態、社会動態ともに減少が続いている。
	産業 調査対象地域である長浜市における平成 24 年以降の産業別人口の総数（従業者数合計）は、平成 26 年で最も多くなっている。産業別の就業者数では、第 1 次産業および第 3 次産業は平成 26 年が最も多く、第 2 次産業は経年的に減少している。 第 1 次産業では、調査対象地域である長浜市における総農家戸数は減少している。第 2 次産業では、事業所数、従業者数は減少しているが、製造品出荷額等は増加している。第 3 次産業では、年間販売額は経年的に増加している。
	土地利用の状況 調査対象地域である長浜市では山林およびその他が多く占める。 調査対象地域である長浜市の土地利用計画については、長浜市都市計画マスター プラン（平成 28 年 12 月、長浜市）によると、対象事業実施区域周辺は浅井地域圏に位置し、主に北部の森林と、南部に位置する市街地およびそれを取り巻く田園・集落等により構成されている。浅井地域圏では、伊吹山へ連なる美しい山なみや草野川等の自然景観と地域生活を支える既存の都市機能が調和した良好な生活圏域の形成を目指し、また、近畿・中部・北陸経済圏や隣接都市と長浜市を結ぶ広域幹線交流軸として国道 365 号周辺の整備を図ることが示されている。
	水面利用、そのほかの水利用の状況 調査区域南側を流れる姉川、その支川である草野川等である。また、調査対象地域である長浜市では、水道用水として一部、地下水を取水して利用している。 調査区域に位置する草野川の上流は、草野川漁業協同組合が漁業権者であり、アユ、アマゴ、イワナ、ニジマス、ウナギが対象魚種になっている。また、調査区域内の姉川の一部には、漁業調整規則による保護水面や滋賀県条例で定められたやな漁業許可の区域がある。そのほか、滋賀県では県内全域の河川や琵琶湖において、滋賀県漁業調整規則により、魚種別の禁止期間、大きさの制限、漁具・漁法が定められている。
	交通の状況 対象事業実施区域付近の交通量は、昼間 12 時間自動車類交通量が平日は 1,947 台、休日は 1,888 台である。 調査区域の交通網は、一般国道 365 号および北陸自動車道が南北に延び、対象事業実施区域周辺には一般県道の県道 276 号小室大路線が南北に延びている。調査区域の自動車交通量をみると、平成 27 年度における一般国道の平日 24 時間の自動車交通量は、北陸自動車道で 22,024 台と最も多く、対象事業実施区域に最も近い小室大路線の区間で 2,611 台（推計値）となっている。 調査対象地域である長浜市の自動車台数の総数をみると、平成 31 年の長浜市の自動車台数は、軽自動車が最も多く、48,295 台となっている。 調査区域には、対象事業実施区域の西方約 4km に南北方向に北陸本線が通過する。対象事業実施区域の最寄り駅は虎姫駅である。
	学校、病院等 調査区域には保育所 1 施設、幼稚園 3 施設、学校 8 校、児童クラブ 4 施設がある。また、社会福祉施設は 13 施設、文化施設は 11 施設がある。また、対象事業実施区域周辺に隣接した住宅地はない。
	上水道および下水道の整備の状況 調査対象地域である長浜市における給水普及率は上水道が平均 99.0%、簡易水道が平均 99.4%、年度中給水量は上水道が 13,728 千 m ³ 、簡易水道が 2,382 千 m ³ となっている。 また、調査区域は浅井上水道により広く給水されている。 調査対象地域である長浜市における下水道の行政人口比の普及率は 81.0% となっている。調査区域の下水道は、全域が琵琶湖流域下水道東北部処理区に含まれており、下水処理場は東北部浄化センター（彦根市松原町および米原市磯地先）が配置されている。
し尿処理施設	調査対象地域である長浜市で発生する生活雑排水およびし尿は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽（し尿）およびし尿処理施設で処理しているが、一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されている。調査対象地域である長浜市の農業集落排水施設、合併処理浄化槽および単独処理浄化槽で発生する汚泥については、し尿処理施設（湖北広域行政事務センター第 1 プラント）で処理している。

表 3-1(5) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
ごみ処理施設	対象事業実施区域およびその周囲には、クリーンプラントが配置されている。
一般廃棄物	平成 30 年度のごみ総排出量は長浜市では 35,147 t、米原市では 10,884 t で、平成 29 年度と比較して長浜市、米原市ともに増加している。長浜市における平成 30 年度の資源化量は 4,819 t、リサイクル率は 13.71%、直接焼却量は 26,797 t となっている。一方、米原市における平成 30 年度の資源化量は 1,797 t、リサイクル率は 16.51%、直接焼却量は 7,927 t となっている。
産業廃棄物	調査区域の位置する滋賀県において平成 25 年度に排出された産業廃棄物は 3,613,145 t となっている。業種別にみると「建設業」が最も多く 1,174,486 t、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が 988,618 t となっている。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域および基準の状況 社会的状況	<p><環境基準></p> <p>○環境基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染：以下の環境基準が定められている。 <ul style="list-style-type: none"> 「大気の汚染に係る環境基準について」（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント） 「二酸化窒素に係る環境基準について」 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」 ・水質汚濁：「水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。 <ul style="list-style-type: none"> 調査区域における環境基準類型指定の状況として、姉川および田川が AA 類型に指定されている。 ・地下水：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。 ・土壤汚染：「土壤の汚染に係る環境基準について」が定められている。 ・騒音：以下の環境基準が定められている。 <ul style="list-style-type: none"> 「騒音に係る環境基準について」 <p>調査区域の一部には、A 類型、B 類型、C 類型の指定地域があり、対象事業実施区域は B 類型に指定されている。</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」が定められている。 ・廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の大気排出基準、廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準が定められている。 <p><規制基準></p> <p>○大気汚染防止法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業には、大気汚染防止法の排出基準が適用される。 ・総量規制地域：調査区域および対象事業実施区域には、硫黄酸化物の総量規制地域は指定されていない。 <p>○自動車等から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、窒素酸化物対策地域および浮遊粒子状物質対策地域は指定されていない。

表 3-1(6) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
環境の保全を目的として法令等により指定された地域および基準の状況 社会的状況	<p>○騒音規制法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場等の騒音に関する規制基準：調査区域の全域は第2種区域もしくは第3種区域、第4種区域に指定されており、対象事業実施区域は第2種区域に指定されている。 ・特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準：調査区域の全域は第1号区域もしくは第2号区域に指定されており、対象事業実施区域は第1号区域に指定されている。 ・自動車騒音の要請限度：調査区域の一部はa区域、b区域、c区域に指定されており、対象事業実施区域はb区域に指定されている。 <p>○振動規制法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場等の振動に関する規制基準：調査区域の全域は、第1種区域、第2種区域(I)もしくは(II)に指定されており、対象事業実施区域は第1種区域に指定されている。 ・特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準：調査区域の全域は第1号区域もしくは第2号区域に指定されており、対象事業実施区域は第1号区域に指定されている。 ・道路交通振動の要請限度：調査区域の全域は第1種区域、第2種区域に指定されており、対象事業実施区域は第1種区域に指定されている。 <p>○悪臭防止法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物質濃度規制：調査区域の一部は悪臭規制地域に指定されており、対象事業実施区域は規制地域に指定されている。 <p>○水質汚濁防止法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質および生活環境項目に係る排水基準が全国一律で定められており、調査区域では、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例により上乗せ基準、滋賀県公害防止条例によりアンチモン含有量について横出し基準が定められている。そのほか、滋賀県公害防止条例では水質汚濁防止法で定められた特定施設以外にも規制対象となる特定施設を横出し施設として定めている。本事業には、上乗せ基準および横出し項目のアンチモン含有量の排水基準が適用される。 <p>○瀬戸内海環境保全特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域を含む滋賀県は、同法の対象外区域である。 <p>○湖沼水質保全特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域は、指定湖沼である琵琶湖の集水域に該当する。 <p>○下水道法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設排水については、下水道放流を行う計画であることから、長浜市公共下水道条例の適用を受ける。 <p>○土壤汚染対策法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域は、要措置区域および形質変更時要届出区域として指定されていない。 <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域は、指定区域として指定されていない。 ・廃棄物焼却施設の構造および維持管理に係る基準が定められている。 <p>○滋賀県公害防止条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気の汚染に関する規制：本事業に横出し施設は適用されない。 ・水質の排出基準に関する規制：横出し項目のアンチモン含有量の排水基準が適用される。 ・騒音に関する規制：拡声器の使用制限を定めている。

表 3-1(7) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
社会的状況	<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域および基準の状況</p> <p><自然環境等の保全に係る規制の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、国立公園、国定公園および滋賀県立自然公園は指定されていない。 ○自然環境保全法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、原生自然環境保全地域および自然環境保全地域は指定されていない。 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、生息地等保護区は指定されていない。 ○特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約） <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、ラムサール条約登録湿地は指定されていない。 ○世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産および自然遺産の区域は指定されていない。 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、鳥獣保護区、特別保護地区および特定猟具使用禁止区域（銃器）が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○滋賀県自然環境保全条例 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域および自然記念物は指定されていない。 ○ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、生息・生育地保護区は指定されていない。 ○森林法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、保安林および地域森林計画対象民有林が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○ながはまの保存樹 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には 14 件の「ながはまの保存樹」が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○都市計画法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、用途地域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ・調査区域の一部には、特定用途制限地域のうち、田園住居地区、幹線道路沿道指定地区 B 型、地域産業誘導地区が指定されている。対象事業実施区域には、田園住居地区が指定されている。 ・調査区域の一部には、風致地区および市街化調整区域が指定されているが、事業実施想定域には指定されていない。 ○国土利用計画法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、都市地域、農業地域、森林地域が指定されている。対象事業実施区域には、農業地域が指定されている。

表 3-1(8) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
環境の保全を目的として法令等により指定された地域および基準の状況 社会的状況	<ul style="list-style-type: none"> ○生産緑地法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、生産緑地地区は指定されていない。 ○砂防法 <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の一部には、砂防指定地（込田川）が存在するが、現況と砂防指定地の指定当時の地形が合致していない。なお、滋賀県において砂防指定地解除等について調整中である。 ○地すべり等防止法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、地すべり防止区域は指定されていない。 ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○都市緑地法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、緑地保全地域および特別緑地保全地区は指定されていない。 ○河川法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域を流れる姉川、草野川、田川、込田川、田根川、山田川には河川保全区域が指定されている。対象事業実施区域には、河川は分布していない。 ○宅地造成等規制法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、宅地造成工事規制区域は指定されていない。 ○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域は古都に指定されておらず、調査区域および対象事業実施区域には、歴史的風土保存区域は指定されていない。 ○長浜市景観条例 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域は、全域が景観計画区域に指定されている。 ・調査区域の一部には、景観形成重点区域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○農業振興地域の整備に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、農用地区域が指定されている。 ○国有林野の管理経営に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、国有林野は指定されていない。 ○滋賀県建築基準条例 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、建築基準法に基づき、制限を受ける建築物について、対象区域および日影時間の指定について定められている。 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、今後の施設計画を踏まえて、対象事業に該当する場合は届出を行う必要がある。

表 3-1(9) 対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
社会的状況	<p>市等の環境保全に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五次滋賀県環境総合計画（滋賀県、平成 31 年） ・第 2 次長浜市環境基本計画（長浜市、平成 31 年） ・滋賀県低炭素社会づくり推進計画（滋賀県、平成 29 年） ・第 2 次長浜市地球温暖化対策実行計画（長浜市、令和 3 年） ・第四次滋賀県廃棄物処理計画（滋賀県、平成 28 年） ・長浜市みどりの基本計画（長浜市、平成 29 年） ・長浜市景観まちづくり計画（長浜市、令和 2 年）
	<p>その他第一種事業に関し必要な事項</p> <p>一般廃棄物の処理に関する計画等 調査対象地域である長浜市および米原市の一般廃棄物処理行政を管轄する湖北広域行政事務センターでは、一般廃棄物の発生抑制や収集運搬に関する計画を年度ごとに策定し、一般廃棄物の発生抑制や収集運搬に関する計画を策定している。 「令和 2 年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」によると、長浜市と米原市における一般廃棄物の合計排出見込み量は、可燃ごみが 33,210t/年、不燃ごみが 2,658t/年である。</p>

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法

4.1 環境影響評価の対象事業

環境影響評価の対象事業は焼却施設であるが、同一敷地に整備する関連施設として、バイオガス化施設、リサイクル施設および汚泥再生処理センターがあるため、これら事業の影響についても評価した。本影響評価で対象とする事業（行為・要因）を以下の～に示す。

なお、隣接した敷地において令和3年4月から稼働した新斎場の事業影響についても考慮した。

対象事業実施区域の造成に伴う土地の改変

「焼却施設」、「バイオガス化施設」、「リサイクル施設」および「汚泥再生処理センター」の工事の実施

「焼却施設」、「バイオガス化施設」、「リサイクル施設」および「汚泥再生処理センター」の存在および供用

4.2 環境影響要因の区分

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る「工事の実施」および「土地または工作物の存在および供用」において、表 4.2-1 に示すものが考えられる。

表 4.2-1 環境影響要因の区分

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事の実施	土地の改変	<ul style="list-style-type: none">・造成工事に伴い、自然環境の改変が生じる。・造成工事に伴い、降雨時に下流河川へ濁水および窒素・りん・亜鉛が流出する可能性がある。²・造成工事や施設の建設工事に際して、建設副産物（建設発生土）が発生する。
	重機の稼働	<ul style="list-style-type: none">・造成工事、施設の建設工事を実施するため、各種の重機（建設機械）が稼働する。
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none">・工事用の資材および機械の搬出入等に際して、工事用車両が走行する。
土地または工作物の存在および供用	施設の存在 ¹	<ul style="list-style-type: none">・新たに施設が出現する。
	施設の稼働 ¹	<ul style="list-style-type: none">・「焼却施設」、「バイオガス化施設」、「リサイクル施設」および「汚泥再生処理センター」が稼働する。
	施設関連車両の走行	<ul style="list-style-type: none">・「焼却施設」、「バイオガス化施設」、「リサイクル施設」および「汚泥再生処理センター」への関係車両（パッカー車ほか）が走行する。

注) 1: ここでは、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成11年滋賀県告示第124号）における「工作物」を「施設」と読み替える。また、以降の文章において、環境影響要因の小項目を「施設の存在」「施設の稼働」と定義する。

2: 環境影響評価方法書に係る知事意見および土壤汚染分析の結果を踏まえ、追加した想定される事業活動の内容である。

4.3 環境影響評価の対象とした環境要素

対象事業に係る環境影響評価項目の選定は、事業特性および地域特性ならびに計画段階配慮事項の検討の経緯等を踏まえ、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成 11 年滋賀県告示第 124 号）に基づき、影響の重大性を勘案して検討した。

また、「第 5 章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解」に示す技術的助言および、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）（以下「技術手法」という。）ならびに「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省）（以下「生活環境調査指針」という。）等を参考にして選定した。

選定した環境影響評価の項目およびその理由は、表 4.3-1 に示すとおりである。

選定した影響要素は、「大気質」、「騒音」、「超低周波音」、「振動」、「悪臭」、「水質」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「廃棄物等」、「温室効果ガス」、「文化財」および「伝承文化」である。

4.4 環境影響評価の対象としなかった環境要素

「気象」、「電波障害」、「水象」、「水質（水の汚れ）」、「水底の底質」、「地下水（水位・流れ、水質）」、「地形および地質」、「地盤（安定性、地盤沈下）」、「土壤（汚染、機能）」、「人と自然との触れ合いの活動の場」の項目は、表 4.4-1 の理由により周辺環境に与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価の対象とすべき環境要素として選定しない。

なお、工事中における「水質（水の汚れ）」については、環境影響評価方法書に係る知事意見および土壤汚染分析の結果を踏まえ、環境影響評価の対象として追加選定するものとした。

表 4.4-1(1) 選定しない環境要素およびその理由

環境要素の区分	選定しない理由	
気 象	対象事業の事業内容や施設規模と周辺地域の土地利用からみて、周辺地域に特異気象・局地気象（風害）は生じないと想定している。また、煙突等の構造物の存在に伴い日影が生じるが、対象事業実施区域に隣接してまとまった居住区は分布せず、日照への影響も軽微であると想定している。 以上より、気象に与える影響はほとんどないと考えられる。	
電波障害	煙突等の構造物の存在に伴い、電波障害が生じる可能性があるが、対象事業実施区域に隣接してまとまった居住区は分布していないことから、デジタルテレビ電波等の受信に与える影響はほとんどないと考えられる。	
水 象	対象事業実施区域を含む田川および姉川の流域面積は、対象事業実施区域の面積に比して十分に広く、下流河川の流況変化を伴うような流域改変は想定されないことから、水象に与える影響はほとんどないと考えられる。	
水 質 (水の汚れ)	施設の供用後において、施設から発生する施設排水は施設内で処理するなどにより河川放流は行わず、生活排水についても公共下水道へ放流し、公共用水域への有害物質等の流出はない。また、煙突排ガスによる負荷濃度はバックグラウンド濃度に比して低いレベルであること、搬入トラックのタイヤの汚れ等については場内清掃を適切に行うことなどにより、大気降下物や地表からの流出物が、河川水質や底質に及ぼす影響は極めて小さいと考えられる。 以上より、公共用水域の水質および水底の底質に与える影響はほとんどないと考えられる。	
水底の底質		
地下 水	(水位・ 流れ)	工事中において、造成工事等における地下水の大量揚水はないと想定している。ごみピット部は地盤面より一定の深度まで掘削することとなるが、地下水流動を阻害する規模の長大な地下構造物とはならないと想定している。 施設の供用後における施設使用水の給水方法については今後の事業実施（実施設計）段階で検討する予定であるが、地下水位が低下する場合の主な影響要素としては、地下水位に依存する湿地等の重要な生物の生息生育環境や、周辺民家等における井戸利用への影響等が挙げられる。前者については、既存資料調査を行った調査区域において、該当する環境が分布していないことから、影響が生じることはないと考えられる。後者については、環境影響以外の人間・商業活動における利水影響が考えられるが、十分な揚水量が確保できるか、今後の事業実施段階において、別途、地下水の揚水試験等の調査を行い、揚水による大きな地下水位の低下や周辺地域における利水影響が生じないことを確認したうえで、地下水の使用（上水道の使用併用を含む）は検討する。なお、地下水を揚水・使用する場合には、事業実施後に地下水位等の確認調査等を行い、利水等への影響有無を確認したうえで、適切な対応を行う。 以上より、地下水（水位・流れ）に影響が生じることはないと考えられる。

表 4.4-1(2) 選定しない環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定しない理由
地下水	(水質)	<p>工事中において、造成工事等における地下水（水質）に影響を与えるような行為はないと想定している。</p> <p>施設の供用後において、搬入されたごみから発生する汚水が周辺へ流出することのないよう、ごみピットは止水性のある強固な構造物とする。また、施設から発生する施設排水は施設内で処理するなどにより河川放流は行わず、生活排水についても公共下水道へ放流することから、処理水の排水に伴い地下水水質に影響を及ぼすことはない。</p> <p>以上より、地下水（水質）に与える影響はほとんどないと考えられる。</p>
地形および地質		対象事業実施区域は、文献調査で確認された重要な地形・地質から十分に離れており、改変することはないことから、地形・地質に与える影響はほとんどないと考えられる。
地盤	(安定性)	対象事業実施区域は、平地の水田跡地であり、地山の切土等は行わないことから、地盤の安定性に与える影響はほとんどないと考えられる。
	(地盤沈下)	<p>工事中において、造成工事等における地下水の大量揚水はないと想定している。</p> <p>施設の供用後において、施設使用水の給水方法は今後検討するが、地下水を揚水して使用する場合でも、その使用量は限定的であると想定される。</p> <p>以上より、地盤沈下に与える影響はほとんどないと考えられる。</p>
土壤	(汚染)	<p>工事中において、地盤改良が必要な場合であっても、土壤汚染の原因となる物質の使用・排出は行わない方針である。</p> <p>施設の供用後において、施設の稼働に伴い発生する煙突排ガス中の有害物質が沈着する可能性があるが、最新の排ガス処理施設の導入を検討するとともに、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより、今後検討する環境保全目標値を遵守する。</p> <p>以上より、土壤汚染に与える影響はほとんどないと考えられる。</p>
	(機能)	対象事業実施区域は区画整理された水田跡地であり、周辺の水田や樹林地への土壤の流出は想定されないことより、周辺の水田や樹林地の土壤機能に与える影響はほとんどないと考えられる。
人と自然との触れ合いの活動の場		<p>対象事業実施区域は、文献調査で確認された主要な人と自然との触れ合いの活動の場から十分に離れており、改変することはないと想定している。また、事業関係車両（工事用車両・施設関連車両）の走行が想定される道路は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に至るルートとなっているが、事業関係車両の走行数は現況交通量に比べ大幅に増加することは想定されず、利用者の利便性の低下はない。</p> <p>以上より、人と自然との触れ合いの活動の場に与える影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>なお、主要な人と自然との触れ合いの活動の場からの景観の変化については、別途「景観」の項目で調査、予測・評価を行うこととする。</p>
放射線の量		<p>工事中および施設の供用後において、放射性物質の使用や排出等は想定されない。また、対象事業実施区域周辺において空間線量率の高い状況は確認されておらず、工事の実施等により放射性物質が相当程度拡散または流出するおそれもないと考えられる。</p> <p>以上より、本事業の実施に伴う放射線物質の影響はほとんどなく、放射性物質より発生する空間放射線の量にほとんど影響はないと考えられる。</p>

第5章 環境影響評価の結果の概要

各環境影響評価項目についての調査、予測および評価の結果、および環境保全措置、事後調査の概要は、表 5-1～表 5-14に示すとおりである。

表 5-6 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等						
	環境要素の区分	影響要因の区分								
振動	振動	重機の稼働	1. 予測結果 工事の実施による重機の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、敷地境界（西側敷地境界）で 50dB (L_{10})、最寄住居で 28dB (L_{10}) となった。	<p>< 重機の稼働に伴う建設作業振動の予測・評価結果（最大地点）> [単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大となる地点</th> <th>振動レベル (L_{10})</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>50</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>	最大となる地点	振動レベル (L_{10})	環境保全目標	西側敷地境界	50	75
最大となる地点	振動レベル (L_{10})	環境保全目標								
西側敷地境界	50	75								
2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・低振動型建設機械の採用：建設工事に使用する重機（建設機械）は、低振動型の建設機械を採用するよう努める。 ・教育指導の実施：アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行う。 										
3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。										
4. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果は、敷地境界（西側敷地境界）で 50dB (L_{10})、最寄住居で 28dB (L_{10}) となるため、環境におよぼす影響の程度は小さいと予測され、また、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 予測結果は、敷地境界（西側敷地境界）で 50dB (L_{10}) であり、環境保全目標値とした「75dB」を満足する値となった。 また、最寄住居の予測結果は 28dB (L_{10}) であり、環境保全目標値とした「55dB」を満足する値となった。 以上の結果より、重機の稼働に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。 										
1. 予測結果 工事用車両の走行に伴う振動の予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルが 34 ~ 38dB となった。										
2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両台数の低減：土地の変更に伴う発生土砂は、対象事業実施区域内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を減らす。 ・車両の維持管理：工事用車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止する。 ・運転手の教育・指導：工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底する。 										
3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。										
4. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルが 34 ~ 38dB となるため、環境におよぼす影響の程度は小さいと予測され、また、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルが 34 ~ 38dB となるため、環境保全目標値とした「60 ~ 65dB」を満足する値となった。 以上の結果より、工事用車両の走行に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。 										

表 5-8 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等														
	環境要素の区分	影響要因の区分																
悪臭	悪臭	施設の稼働	<p>試料採取および分析の結果、いずれの地点・項目についても、悪臭防止法に係る長浜市の規制基準値を下回っていた。</p> <p>1. 予測結果 <煙突排出ガスに伴う悪臭> ・ごみ焼却施設稼働時の煙突排ガスに含まれる悪臭施設からの悪臭 類似施設において測定された排ガスの調査結果を踏まえ拡散計算したごみ焼却施設稼働時の臭気濃度の最大値および臭気指数の予測値の最大値は10未満であった。 ・ごみ焼却施設休止時の排出口からの悪臭 メーカーハーリングを踏まえた排出源諸元としたごみ焼却施設休止時の臭気濃度の最大値および臭気指数の予測値の最大値は10未満であった。</p> <p><ごみ焼却施設等の稼働時に施設から漏洩する悪臭> 既存施設（湖北広域行政事務センター クリーンプラント、第1プラント）および類似施設（大津市環境美化センター）の調査結果では、臭気指数は、敷地境界でともに10未満になっていること、既存施設の設備に係る環境配慮事項と同程度以上の環境配慮事項を講じる計画としていることから、本施設においても同程度の臭気指数（臭気指数10未満）となると予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <p><煙突排出ガスに伴う悪臭> ・排ガス処理：窒素酸化物（サーマルNOx）等に由来する臭気については、脱硝設備において排ガス処理を行う。 ・運転管理の徹底：焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行う。 ・脱臭設備の設置：ごみ焼却施設稼働時には、焼却施設（バイオガス化施設含む）内の空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行う。炉停止時には脱臭装置による脱臭を行う。</p> <p><ごみ焼却施設等からの漏洩に伴う悪臭> ・臭気の高温分解：施設稼働時には、ごみピットの空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行う。 ・運転管理の徹底：焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行う。 ・悪臭漏洩の防止：施設内は負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏れ出しを防ぐとともに、プラットホーム出入り口にはエアカーテンを設置する。 ・脱臭装置の設置：施設休止時には、脱臭装置による脱臭を行う。</p> <p>3. 事後調査 <煙突排出ガスに伴う悪臭> 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p><ごみ焼却施設等からの漏洩に伴う悪臭> 予測にあたっては類似の既存施設および類似施設において測定された排ガスの調査結果を考慮しており、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 <煙突排出ガスに伴う悪臭> ・環境影響の回避・低減に係る評価 予測の結果、ごみ焼却施設稼働時の臭気濃度の最大値および臭気指数は10未満、ごみ焼却施設休止時の臭気濃度の最大値および臭気指数は10未満となるため、環境におよぼす影響の程度は小さいと予測され、また、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 予測の結果、ごみ焼却施設稼働時の臭気濃度の最大値および臭気指数は10未満、ごみ焼却施設休止時の臭気濃度の最大値および臭気指数は10未満となり、環境保全目標値としている「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準」を満足する値となる。 以上の結果より、煙突排出ガスに伴う悪臭の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p><煙突排出ガスに伴う悪臭の予測・評価結果（施設稼働時）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>一般的な気象条件</th> <th>上層逆転層発生時</th> <th>ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時</th> <th>フュミゲーション発生時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大濃度地点の臭気指数</td> <td>10未満（1未満）</td> <td>10未満（1未満）</td> <td>10未満（1未満）</td> <td>10未満（1）</td> </tr> <tr> <td>最大濃度地点（距離）</td> <td>550～600</td> <td>550～600</td> <td>650～700</td> <td>200～250</td> </tr> </tbody> </table> <p><ごみ焼却施設等からの漏洩に伴う悪臭> ・環境影響の回避・低減に係る評価 類似の既存施設および類似施設の調査結果においても臭気の漏洩は少なく、既存施設の設備に係る環境配慮事項と同程度以上の環境配慮事項を実施することで、本施設においても同程度の臭気指数（臭気指数10未満）となるため、環境におよぼす影響の程度は低くなると予測され、また、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 ごみ焼却施設等からの漏洩に伴う悪臭の影響については、類似の既存施設および類似施設の調査結果においても臭気の漏洩は少なく、既存施設および類似施設と同程度以上の環境配慮事項を実施することで、本施設においても同程度の臭気指数（臭気指数10未満）となると予測した。業種別の臭気強度と臭気指数の関係では、臭気強度2.5以下に該当し、臭気強度2.5は本施設の環境保全目標と同値である。 以上の結果より、ごみ焼却施設等からの漏洩に伴う悪臭の予測結果は、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。</p>	項目	一般的な気象条件	上層逆転層発生時	ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時	フュミゲーション発生時	最大濃度地点の臭気指数	10未満（1未満）	10未満（1未満）	10未満（1未満）	10未満（1）	最大濃度地点（距離）	550～600	550～600	650～700	200～250
項目	一般的な気象条件	上層逆転層発生時	ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時	フュミゲーション発生時														
最大濃度地点の臭気指数	10未満（1未満）	10未満（1未満）	10未満（1未満）	10未満（1）														
最大濃度地点（距離）	550～600	550～600	650～700	200～250														

表 5-12 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物等	廃棄物等	土地の改変	<p>・建設副産物 <建設発生土> 建設工事で発生する建設発生土量は、本施設で約21,400m³となる。</p> <p><その他の建設副産物> 建設工事に伴い発生するその他の建設混合廃棄物は、工場用途での規模別原単位が18kg/m²となり、その内訳の割合は、コンガラが24%、アスコンが6%、ガラス陶磁器が4%、腐木が6%、金属くずが4%、木くずが10%、紙くずが4%、石膏ボードが7%、その他が6%となる。</p> <p><施設の稼働に伴う廃棄物の発生量> 施設の稼働に伴い発生する廃棄物の発生量は、焼却灰が約3,500t/年、不燃物類が約1,200t/年となる。</p>	<p>1. 予測結果 <建設副産物の処分内容> 建設発生土は約21,400m³発生するが、発生土量は場内の災害廃棄物ストックヤード等に仮置きし、全量を埋戻土として場内利用する。これらの建設副産物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき可能な限り再利用および再資源化に努めるとともに、再利用および再資源化できない建設副産物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分を行うことから、適正に処理・処分することができるものと予測した。</p> <p><その他の建設副産物の処分内容> 主要施設である工場棟、管理棟の延床面積および算出した建設混合廃棄物の発生量は約500tと予測した。これらの建設副産物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき可能な限り再利用および再資源化に努めるとともに、再利用および再資源化できない建設副産物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づき適切に処分を行うことから、適正に処理・処分することができるものと予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 - 適正な処理および再利用：建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」および「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な処理および再利用を図る。 - 適正な処分：再利用および再資源化できない建設副産物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分を行う。 - 再資源化の促進：建設廃棄物は、再利用しやすい材料の使用や分別を徹底し、再資源化の促進に努める。</p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、土地の改変に伴う廃棄物等の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p>
		施設の稼働	<p>1. 予測結果 施設の稼働に伴い焼却灰約3,500t/年、不燃物類約1,200t/年の廃棄物が発生するが、焼却灰・飛灰については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に中間処理を行ったうえで、大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、適切に処分を行うことから、適正に処理・処分することができるものと予測した。 不燃物類については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、リサイクル施設で適切に中間処理を行ったうえでウイングプラザ（最終処分場）等に搬入し、適切に処分を行うことから、適正に処理・処分することができるものと予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 - 適正な処理および処分：施設供用後に発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に中間処理を行ったうえで、適正な処理・処分を行う。 - ごみ分別・減量化の推進：ごみ分別回収の徹底およびごみの減量化の取り組みを推進する。</p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う廃棄物等の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p>	

表 5-13 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
温室効果ガス等	温室効果ガス 重機の稼働、工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に伴う温室効果ガスの発生に関する活動量 ・計画施設の事業計画および既存施設の状況に基づき、以下のとおり発生要因を整理した。 <p><直接排出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重機の稼働 ・ごみの焼却 ・機械等の稼働(燃料使用) <p><間接排出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行 ・機械等の稼働(電気使用) 	<p>1. 予測結果 工事の実施によって対象事業実施区域から直接排出される温室効果ガスは 4,701.7tCO₂、事業計画地外で間接的に排出される温室効果ガスは 220.5tCO₂、工事期間中に排出される温室効果ガスの合計は 4,922.2tCO₂ と予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転手の教育・指導：重機の稼働にあたっては、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意することや、工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守する等、運転手の教育・指導を徹底する。 ・車両の整備・点検：重機や工事用車両の整備不良による温室効果ガスの発生を抑制するため、整備・点検などの維持管理を徹底する。 ・運搬車両台数の低減：土地の改変に伴う発生土砂は、対象事業実施区域内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を減らす。 ・建設副産物の再利用：建設副産物については、可能な限り再利用に努め、焼却処分量の低減に努める。 ・緑化の推進：工事によって改変する箇所において緑化が可能な場合は、積極的に緑化を行う。 <p>3. 事後調査 予測では公表されている原単位および算出方法等を用いており、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、重機の稼働および工事用車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p>	
				<p>1. 予測結果 計画施設から直接排出される温室効果ガスは 21,634tCO₂/年、施設外で間接的に排出される温室効果ガスは 6,366tCO₂/年、合計で 28,000tCO₂/年の温室効果ガスが排出されると予測した。 なお、発電分を考慮すると、ごみの焼却を含む場合で約 30,200 tCO₂/年から約 20,400 tCO₂/年へと約 10,000 tCO₂/年の減少、ごみの焼却を除く場合で約 6,900 tCO₂/年から約-1,000 tCO₂/年へと約 7,900tCO₂/年が減少すると予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収：焼却等の処理により発生した廃熱を利用して施設内で発電・利用するほか、余剰電力については売電等を行い、エネルギーを回収・循環利用する。また、バイオガス発電を行い、エネルギー回収・循環利用を強化する。 ・運転手の教育・指導：施設関連車両の走行にあたっては、走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底する。 ・ごみ分別・減量化の推進：ごみ分別回収の徹底およびごみの減量化の取り組みを推進する。 <p>3. 事後調査 予測では公表されている原単位および算出方法等を用いており、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働および施設関連車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。</p>

表 5-14 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測結果および評価結果等																						
	環境要素の区分	影響要因の区分																								
文化財	文化財	土地の改変、施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財 調査地域内における指定文化財を現地で確認した結果、既存資料で確認した 1 件の国指定有形文化財（木造薬師如来坐像）および 5 件の市指定史跡（北国脇往還史跡、登り窓、大人塚古墳、城山古墳群、亀塚古墳）計 6 件全ての指定文化財の存続を確認した。 いずれの指定文化財も、対象事業実施区域から離れている。 ・埋蔵文化財包蔵地 調査地域内における埋蔵文化財包蔵地として、2 件の城跡、2 件の窓跡、6 件の寺院跡、3 件の古墳群、1 件の集落跡、1 件の館跡、1 件の集落跡・古墳、5 件の散布地、計 21 件を確認した。 いずれの埋蔵文化財包蔵地も、対象事業実施区域から離れている。 ・未指定の有形文化財 調査地域内における未指定の有形文化財として、現地調査および既存資料により社寺等が 14 件、15 件の地蔵、12 件の未指定の有形文化財（石碑、灯籠、時計台など）計 41 件が確認された。 いずれの未指定の有形文化財も、対象事業実施区域から離れている。 ・主要な有形文化財等の抽出 確認された文化財について、その種類、位置等の概要、位置づけ（地域により重視されている対象等の視点）を整理し、予測対象とする主要な有形文化財を抽出した。 抽出にあたっては、地域の歴史的・文化的特徴、専門家の意見、住民等の価値認識も考慮し、抽出した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>抽出条件</th> <th>主要な有形文化財等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定（登録）文化財</td> <td>全ての指定（登録）文化財</td> <td>木造薬師如来坐像、北国脇往還史跡、登り窓、大人塚古墳、城山古墳群、亀塚古墳 6 件</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財包蔵地</td> <td>専門家指摘の眺望点となる遺跡</td> <td>大依山城遺跡 1 件</td> </tr> <tr> <td>未指定の有形文化財</td> <td>自治会レベルで大切にされている庭園を備えた社寺</td> <td>若一神社、勝傳寺、即心寺、八幡神社（八島）、秋葉神社、蓮臺寺、八幡神社（大依）、安勝寺 8 件</td> </tr> </tbody> </table>	種類	抽出条件	主要な有形文化財等	指定（登録）文化財	全ての指定（登録）文化財	木造薬師如来坐像、北国脇往還史跡、登り窓、大人塚古墳、城山古墳群、亀塚古墳 6 件	埋蔵文化財包蔵地	専門家指摘の眺望点となる遺跡	大依山城遺跡 1 件	未指定の有形文化財	自治会レベルで大切にされている庭園を備えた社寺	若一神社、勝傳寺、即心寺、八幡神社（八島）、秋葉神社、蓮臺寺、八幡神社（大依）、安勝寺 8 件	<p>1. 予測結果 主要な文化財について、文化財の直接改変、文化財と一体となった周辺環境の状態変化、文化財の内部から見る風景の変化、文化財へのアクセス特性の変化の視点で土地の改変および施設の存在による影響について予測を行った。 文化財の直接改変および文化財へのアクセス特性の変化については、影響はない予測した。文化財と一体となった周辺環境の状態変化および文化財の内部から見る風景の変化については、一部の文化財について「影響は極めて小さい」と予測したが、その他は「影響はない」と予測した。</p> <p>< 主要な文化財に関する予測結果 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財の直接改変</td> <td>直接改変をうける文化財はない。</td> </tr> <tr> <td>文化財と一体となった周辺環境の状態変化</td> <td>登り窓、大人塚古墳、城山古墳群、大依山城遺跡について、影響は極めて小さいと予測した。</td> </tr> <tr> <td>文化財の内部から見る風景の変化</td> <td>大人塚古墳、若一神社、勝傳寺、即心寺について、影響は極めて小さいと予測した。</td> </tr> <tr> <td>文化財へのアクセス特性の変化</td> <td>全ての文化財について、影響はない予測した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡の不時発見時ににおける文化財保護法対応：工事中に遺跡等を発見した場合には、文化財保護法第九十七条に従い、遺跡の現状を変更せず、長浜市歴史遺産課に届け出るとともに、必要な調査等に協力する。 ・周辺景観環境との調和：建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施す。 ・「長浜市景観まちづくり計画」に従った景観対応：建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「長浜市景観まちづくり計画」に示された「行為の制限の基準」を採用する。 </p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施（土地の改変）および存在・供用（施設の存在）に伴う文化財への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準または目標との整合性評価 対象事業実施区域は埋蔵文化財包蔵地の指定対象外であり、文化財保護法の規定を満足していることから、環境の保全に係る基準または目標との整合性が図られているものと評価した。 </p>	予測項目	予測結果	文化財の直接改変	直接改変をうける文化財はない。	文化財と一体となった周辺環境の状態変化	登り窓、大人塚古墳、城山古墳群、大依山城遺跡について、影響は極めて小さいと予測した。	文化財の内部から見る風景の変化	大人塚古墳、若一神社、勝傳寺、即心寺について、影響は極めて小さいと予測した。	文化財へのアクセス特性の変化	全ての文化財について、影響はない予測した。
種類	抽出条件	主要な有形文化財等																								
指定（登録）文化財	全ての指定（登録）文化財	木造薬師如来坐像、北国脇往還史跡、登り窓、大人塚古墳、城山古墳群、亀塚古墳 6 件																								
埋蔵文化財包蔵地	専門家指摘の眺望点となる遺跡	大依山城遺跡 1 件																								
未指定の有形文化財	自治会レベルで大切にされている庭園を備えた社寺	若一神社、勝傳寺、即心寺、八幡神社（八島）、秋葉神社、蓮臺寺、八幡神社（大依）、安勝寺 8 件																								
予測項目	予測結果																									
文化財の直接改変	直接改変をうける文化財はない。																									
文化財と一体となった周辺環境の状態変化	登り窓、大人塚古墳、城山古墳群、大依山城遺跡について、影響は極めて小さいと予測した。																									
文化財の内部から見る風景の変化	大人塚古墳、若一神社、勝傳寺、即心寺について、影響は極めて小さいと予測した。																									
文化財へのアクセス特性の変化	全ての文化財について、影響はない予測した。																									
伝承文化	伝承文化	土地の改変、施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・祭り・行事 調査地域内における伝承文化のうち、祭り・行事にかかるものについて、文献調査、ヒアリングにより把握できたものはオコナイが 6 件、神社の春季例祭が 4 件、太鼓踊りが 1 件の、計 11 件であり、そのうち木尾地区の太鼓踊りについては既に途絶えている。 ・水文化に係る伝承文化の場 地元関係者のヒアリングにより、地域に根差した伝承文化の場として、水の利用に関わる場が挙げられたことから、対象事業実施区域が位置する木尾町において、ため池、湧水、集落の洗い場の分布を調査した。調査地域内における水に関わる伝承文化の場として、ため池が 2 件、湧水が 1 件、谷水を利用した集落の洗い場が 6 件、計 9 件が確認された。 調査対象の木尾集落は、谷部の扇状地に形成されており、水に関わる伝承文化の場はいずれも集落内に分布していた。 ・主要な伝承文化の抽出 確認された伝承文化について、その種類、位置等の概要、位置づけ（地域により重視されている対象等の視点）を整理し、予測対象とする主要な伝承文化を抽出した。 抽出にあたっては、地域の歴史的・文化的特徴、住民等の価値認識、当該地域の土地や周辺環境との一体性も考慮し、抽出した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>抽出条件</th> <th>主要な伝承文化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・地域の歴史、文化を現在および将来に伝承し得る要素 ・地域住民に広く利用され、または親しまれている要素 ・多くの人々が訪れるような要素 ・多くの人々が感動・感銘を受け、鑑賞の対象となっているような要素 ・他にはない傑出した個性や特徴を有する要素 ・アクセス特性の変化が見込まれる ・当該地域の土地や周辺環境との一体性に変化が見込まれる</td> <td>木尾地区的オコナイ、出雲社（木尾町）のオコナイ、大龍寺（木尾町）のオコナイ、綾木神社（木尾町）のオコナイ、若一神社の例祭、波久奴神社の例祭</td> </tr> </tbody> </table>	抽出条件	主要な伝承文化	・地域の歴史、文化を現在および将来に伝承し得る要素 ・地域住民に広く利用され、または親しまれている要素 ・多くの人々が訪れるような要素 ・多くの人々が感動・感銘を受け、鑑賞の対象となっているような要素 ・他にはない傑出した個性や特徴を有する要素 ・アクセス特性の変化が見込まれる ・当該地域の土地や周辺環境との一体性に変化が見込まれる	木尾地区的オコナイ、出雲社（木尾町）のオコナイ、大龍寺（木尾町）のオコナイ、綾木神社（木尾町）のオコナイ、若一神社の例祭、波久奴神社の例祭	<p>1. 予測結果 主要な伝承文化について、伝承文化の場への直接改変の程度、伝承文化の環境の状態変化、伝承文化へのアクセス特性の変化の視点で土地の改変および施設の存在による影響について予測を行った。 伝承文化の場への直接改変および伝承文化へのアクセス特性の変化については、影響はない予測した。伝承文化の環境の状態変化については、波久奴神社の例祭では、神輿回しが行われる御旅所からは対象事業実施区域方向を視認できることから眺望景観に変化を生じる可能性があり「影響は小さい」と予測したが、その他は「影響はない」と予測した。</p> <p>< 伝承文化に関する予測結果 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝承文化の場への直接改変の程度</td> <td>直接改変をうける伝承文化の場はない。</td> </tr> <tr> <td>伝承文化の環境の状態変化</td> <td>波久奴神社の例祭について、神輿回しが行われる御旅所からは、対象事業実施区域方向を視認できることから眺望景観の変化の程度を予測した。 予測結果は右に示すとおりであり、眺望景観はわずかに変化するが、影響は小さいと予測した。 以上より、影響は小さいと予測した。</td> </tr> <tr> <td>伝承文化へのアクセス特性の変化</td> <td>全ての伝承文化の場について、影響はない予測した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観環境との調和：建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施す。 ・「長浜市景観まちづくり計画」に従った景観対応：建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「長浜市景観まちづくり計画」に示された「行為の制限の基準」を採用する。 </p> <p>3. 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。また、採用する環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。</p> <p>4. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査および予測の結果、ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえると、工事の実施（土地の改変）および存在・供用（施設の存在）に伴う伝承文化への影響は、上記の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価した。 </p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>< 波久奴神社の例祭の景観予測結果概要 ></p> <p>水平見込角 : 5.2 度 仰角 : 2.0 度 俯角 : 0.1 度 スカイラインの切断 : あり 景観資源の視認性 : 変化なし 予測結果 : 影響は小さい</p> </div>	予測項目	予測結果	伝承文化の場への直接改変の程度	直接改変をうける伝承文化の場はない。	伝承文化の環境の状態変化	波久奴神社の例祭について、神輿回しが行われる御旅所からは、対象事業実施区域方向を視認できることから眺望景観の変化の程度を予測した。 予測結果は右に示すとおりであり、眺望景観はわずかに変化するが、影響は小さいと予測した。 以上より、影響は小さいと予測した。	伝承文化へのアクセス特性の変化	全ての伝承文化の場について、影響はない予測した。										
抽出条件	主要な伝承文化																									
・地域の歴史、文化を現在および将来に伝承し得る要素 ・地域住民に広く利用され、または親しまれている要素 ・多くの人々が訪れるような要素 ・多くの人々が感動・感銘を受け、鑑賞の対象となっているような要素 ・他にはない傑出した個性や特徴を有する要素 ・アクセス特性の変化が見込まれる ・当該地域の土地や周辺環境との一体性に変化が見込まれる	木尾地区的オコナイ、出雲社（木尾町）のオコナイ、大龍寺（木尾町）のオコナイ、綾木神社（木尾町）のオコナイ、若一神社の例祭、波久奴神社の例祭																									
予測項目	予測結果																									
伝承文化の場への直接改変の程度	直接改変をうける伝承文化の場はない。																									
伝承文化の環境の状態変化	波久奴神社の例祭について、神輿回しが行われる御旅所からは、対象事業実施区域方向を視認できることから眺望景観の変化の程度を予測した。 予測結果は右に示すとおりであり、眺望景観はわずかに変化するが、影響は小さいと予測した。 以上より、影響は小さいと予測した。																									
伝承文化へのアクセス特性の変化	全ての伝承文化の場について、影響はない予測した。																									

第6章 環境保全措置

6.1 環境保全措置の検討

滋賀県環境影響評価技術指針においては、環境影響がないと判断される場合および環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合を除き、環境保全措置を検討することとされている。

本事業では、上記に加えて、対象事業の実施による影響を回避または低減するために実施する実行可能な環境保全措置を検討した。

6.2 環境保全措置の検討結果

検討の結果、予測の不確実性の程度が大きい選定項目に係る環境保全措置、新たな影響が生じる環境保全措置、効果に係る知見が不十分な環境保全措置ならびに代償措置を講ずる環境保全措置はない。また、いずれも将来判明すべき環境の状況に応じて講ずる環境保全措置ではない。

環境保全措置の検討結果を表 6-1～表 6-14 に示す。

(1) 大気質

表 6-1(1) 大気質に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
(大気質)(重機の稼働)(工事の実施)	排出ガス対策型建設機械の採用	低減	センター	建設工事に使用する重機(建設機械)は、排出ガス対策型を採用することにより、周囲への大気質の影響を低減できる。	なし	なし
	重機の整備・点検	低減	センター	重機の整備・点検を徹底することにより、整備不良による大気汚染物質の発生を抑制できる。	なし	なし
	教育指導の実施	低減	センター	アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、大気汚染物質の排出量を抑制できる。	なし	なし
	仮囲いの設置	低減	センター	建設工事の期間中においては、必要な範囲に仮囲いを設置することにより、重機からの排ガスの影響が低減される。	なし	なし
(大気質)(工事用車両)(工事の実施)	運搬車両台数の低減	低減	センター	土地の改変に伴う発生土砂は、対象事業実施区域内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を減らすことにより、沿道大気質への影響を低減できる。	なし	なし
	車両の維持管理	低減	センター	工事用車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つことにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	センター	工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし

表 6-1(2) 大気質に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
(粉じん等) 重機の稼働 (工事の実施)	散水の実施	低減	センター	強風時や乾燥時等の砂じんの発生しやすい気象条件においては、必要に応じ、適宜散水を行うことにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし
	敷鉄板の設置	低減	センター	敷地内の車両走行ルートや重機稼働箇所を中心に、可能な限り敷鉄板を設置することにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし
(大気質) 施設の稼働 (存在・供用) (排ガス)	排ガス処理設備	低減	センター	最新の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を低減できる。	なし	なし
	運転管理の徹底	低減	センター	焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
	排ガス濃度等の情報公開	低減	センター	排ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開に努め、一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにすることで、大気質への不信感の抑制と市民の安心感が得られる。	なし	なし

表 6-1(3) 大気質に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
(大気質)(施設関連車両の存在・走行)	施設関係車両台数の低減	低減	センター	ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減することにより、沿道大気質への影響を低減できる。	なし	なし
	車両の維持管理	低減	センター	施設関連車両の維持管理を徹底し、車両排ガス等を適正に保つことにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	センター	施設関係車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、沿道大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
(粉じん等)(施設の稼働)(存在・供用)	施設を建屋で囲う	低減	センター	粉じんを発生させるおそれのある破碎処理設備は建屋で囲い、処理過程で生じる粉じんを周辺に飛散させず、粉じん等の飛散を抑制できる。	なし	なし
	除じん設備の設置	低減	センター	施設内で発生した粉じんを集めダクトで吸引を行い、集じん装置、バグフィルタにより除去することにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし
	散水の実施	低減	センター	施設内で適宜散水を行うことにより、粉じん等の発生を抑制できる。	なし	なし

(2) 騒音

表 6-2(1) 騒音に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
(工事の稼働実施)	低騒音型建設機械の採用	低減	センター	建設工事に使用する重機（建設機械）は、低騒音型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業騒音を低減できる。	なし	なし
	教育指導の実施	低減	センター	アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、騒音の発生を抑制できる。	なし	なし
	防音シート等の設置	低減	センター	建設工事の期間中においては、必要な範囲に仮囲いを設置することにより、周辺への騒音伝搬の減衰が期待できる。	なし	なし
工事（工事用車両の実施）	運搬車両台数の低減	低減	センター	土地の改変に伴う発生土砂は、対象事業実施区域内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を減らすことにより、沿道騒音への影響を低減できる。	なし	なし
	車両の維持管理	低減	センター	工事用車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、騒音の影響を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	センター	工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、騒音の発生を抑制できる。	なし	なし

表 6-2(2) 騒音に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
（施設の稼働）	低騒音型設備機器の採用と配置	低減	センター	低騒音型の設備機器を採用するとともに、原則屋内に設置する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、吸音対策を施した室内に設置することにより、外部へ伝搬する騒音を低減できる。	なし	なし
	設備機器の維持管理	低減	センター	定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、騒音の発生を抑制できる。	なし	なし
施設関連車両の走行	施設関係車両台数の低減	低減	センター	ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道騒音への影響を低減できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	センター	施設関係車両の走行にあたっては、走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、騒音の発生を抑制できる。	なし	なし
	車両の維持管理	低減	センター	施設関連車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、騒音の影響を抑制できる。	なし	なし

(3) 超低周波音

表 6-3 超低周波音に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
(施存設在の稼働用)	低騒音型設備機器の採用と配置	低減	センター	低騒音型の設備機器を採用するとともに、原則屋内に設置する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、吸音対策を施した室内に設置することにより、外部へ伝搬する超低周波音を低減できる。	なし	なし
	設備機器の維持管理	低減	センター	定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、超低周波音の発生を抑制できる。	なし	なし

(4) 振動

表 6-4(1) 振動に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
(工事の稼働)	低振動型建設機械の採用	低減	センター	建設工事に使用する重機（建設機械）は、低振動型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業振動を低減できる。	なし	なし
	教育指導の実施	低減	センター	アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行うことにより、振動の発生を抑制できる。	なし	なし
工事用車両の走行	運搬車両台数の低減	低減	センター	土地の改変に伴う発生土砂は、対象事業実施区域内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を減らすことにより、沿道振動への影響を低減できる。	なし	なし
	車両の維持管理	低減	センター	工事用車両の維持管理を徹底し、過剰な騒音の発生を防止することにより、振動の影響を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	センター	工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、振動の発生を抑制できる。	なし	なし

表 6-4(2) 振動に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
施設（存在・稼働）	振動発生機器の配慮	低減	センター	低振動型の設備機器を採用し、また、特に大きな振動源となる設備機器は、必要に応じ、強固な基礎や独立基礎上に設置することにより、外部へ伝搬する振動を低減できる。	なし	なし
	設備機器の維持管理	低減	センター	定期的な設備機器等の点検や異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行うことにより、振動の発生を抑制できる。	なし	なし
施設関連車両（存在・供用）の走行	施設関係車両台数の低減	低減	センター	ごみ減量対策を推進し、運搬・持込車両の台数低減に努めることにより、沿道振動への影響を低減できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	センター	施設関係車両の走行にあたっては、走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、振動の発生を抑制できる。	なし	なし

(5) 悪臭

表 6-5 悪臭に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
施設稼働（存在・供用）（排ガス）	排ガス処理	低減	センター	窒素酸化物(サーマル NOx)等に由来する臭気については、脱硝設備において排ガス処理を行うことで臭気の発生を低減できる。	なし	なし
	運転管理の徹底	低減	センター	焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行うことにより、排ガスの伝搬による悪臭の影響を抑制できる。	なし	なし
	脱臭設備の設置	低減	センター	施設稼働時には、ごみピットの空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行い、施設休止時には脱臭装置による脱臭を行うことで、臭気を低減できる。	なし	なし
施設稼働（存在・供用）（臭気の漏洩）	臭気の高温分解	低減	センター	施設稼働時には、ごみピットの空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行うことにより、排ガスの伝搬による悪臭の影響を低減できる。	なし	なし
	運転管理の徹底	低減	センター	焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行うことにより、排ガスの伝搬による悪臭の影響を抑制できる。	なし	なし
	悪臭漏洩の防止	低減	センター	施設内は負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏れ出しを防ぐとともに、プラットホーム出入り口にはエアカーテンを設置することにより、悪臭の漏洩を低減できる。	なし	なし
	脱臭装置の設置	低減	センター	施設休止時には、脱臭装置による脱臭を行うことにより、排気の伝搬による悪臭の影響を低減できる。	なし	なし
施設関連車両の走行（存在・供用）	運転手の教育・指導	低減	センター	回収した廃棄物の密閉や、タイヤ等への廃棄物の付着有無を逐次確認し、適正な運搬を行うよう、運転手の教育・指導を徹底することにより、沿道の悪臭への影響を抑制できる。	なし	なし
	車両の維持管理	低減	センター	パッカー車の破損の有無等について、車両の点検確認を走行前に毎日実施し、廃棄物運搬時の臭気漏洩を防止することにより、沿道の悪臭への影響を抑制できる。	なし	なし
	汚水タンク付き車両の使用	低減	センター	パッカー車に装着した汚水タンクは定期的に清掃を行い、車両からの汚水の漏洩による臭気漏洩を防止することにより、沿道の悪臭への影響を抑制できる。	なし	なし

(6) 水質

表 6-6 水質に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
土地の (工事の 変更 (水の実施) の濁り)	調整池の設置	低減	センター	敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	調整池の浚渫	低減	センター	調整池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	地下水湧出量の抑制	低減	センター	地下躯体工事箇所の掘削工事においては遮水矢板を打設するなどにより、地下水の湧出量を抑制することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	センター	造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減できる。	なし	なし

(7) 動物

表 6-7 動物に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
(工事の実施) （土地の改変）	地形改変の最小化	低減	センター	工事施工ヤードは対象事業実施区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、動物の生息環境の消失・縮小を最小化し、動物への影響を低減できる。	なし	なし
	指定希少種の保護	低減	センター	ナゴヤダルマガエルの個体や卵塊、幼生等を工事前に改変区域外に移植することにより、本種への影響を低減できる。なお、対象事業実施区域周辺では本種を多数確認しており、移植先は、本種の生息適地が広く分布する対象事業実施区域周辺で選定する。	なし	なし
	調整池の設置	低減	センター	敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。	なし	なし
	調整池の浚渫	低減	センター	調整池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。	なし	なし
	地下水湧出量の抑制	低減	センター	地下躯体工事箇所の掘削工事においては遮水矢板を打設するなどにより、地下水の湧出量(排水量)を抑制することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	センター	造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。	なし	なし
(工事の実施) （重機の稼働）	低騒音型建設機械の採用	低減	センター	建設工事に使用する重機（建設機械）は、低騒音型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業騒音を低減できる。	なし	なし

(8) 植物

表 6-8 植物に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
(工事の実施) （土地の改変）	調整池の設置	低減	センター	敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。	なし	なし
	調整池の浚渫	低減	センター	調整池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。	なし	なし
	地下水湧出量の抑制	低減	センター	地下躯体工事箇所の掘削工事においては遮水矢板を打設するなどにより、地下水の湧出量(排水量)を抑制することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	センター	造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、動物への影響を低減できる。	なし	なし

(9) 生態系

表 6-9 生態系に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
(工事の実施) （土地の改変）	地形改変の最小化	低減	センター	工事施工ヤードは対象事業実施区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避けることで、動物の生息環境の消失・縮小を最小化し、生態系への影響を低減できる。	なし	なし
	指定希少種の保護	低減	センター	ナゴヤダルマガエルの個体や卵塊、幼生等を工事前に改変区域外に移植することにより、本種への影響を低減できる。なお、対象事業実施区域周辺では本種を多数確認しており、移植先は、本種の生息適地が広く分布する対象事業実施区域周辺で選定する。	なし	なし
	調整池の設置	低減	センター	敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、生態系への影響を低減できる。	なし	なし
	調整池の浚渫	低減	センター	調整池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努めることにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、生態系への影響を低減できる。	なし	なし
	地下水湧出量の抑制	低減	センター	地下躯体工事箇所の掘削工事においては遮水矢板を打設するなどにより、地下水の湧出量(排水量)を抑制することにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、生態系への影響を低減できる。	なし	なし
	速やかな転圧等	低減	センター	造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行うことにより、下流の河川等への濁水の影響を低減することで、生態系への影響を低減できる。	なし	なし
(工事の実施) （重機の稼働）	低騒音型建設機械の採用	低減	センター	建設工事に使用する重機（建設機械）は、低騒音型の建設機械を採用することにより、発生する建設作業騒音を低減できる。	なし	なし

(10) 景観

表 6-10 景観に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
（施設の存在・供用）	周辺景観環境との調和	低減	センター	建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。これにより、主要な眺望景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
	「長浜市景観まちづくり計画」に従った景観対応	低減	センター	建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討あたっては、「長浜市景観まちづくり計画」に示された「行為の制限の基準」を採用することにより、「田園・里山景観ゾーン」の周辺景観環境との調和を図る。主要な眺望景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし

(11) 廃棄物等

表 6-11 廃棄物等に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
（工事の実施）	適正な処理および再利用	低減	センター	建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」および「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な処理および再利用を図ることにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
	適正な処分	低減	センター	再利用および再資源化できない建設副産物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分を行うことにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
	再資源化の促進	低減	センター	建設廃棄物は、再利用しやすい材料の使用や分別を徹底し、再資源化の促進に努めることにより、廃棄物の処分量を低減できる。	なし	なし
（施設在・稼働用）	適正な処理および処分	低減	センター	施設供用後に発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に中間処理を行ったうえで、適正な処理・処分を行うことにより、発生した廃棄物等による影響を低減できる。	なし	なし
	ごみ分別・減量化の推進	低減	センター	ごみ分別回収の徹底およびごみの減量化の取り組みを推進することにより、廃棄物の最終処分量を低減できる。	なし	なし

(12) 温室効果ガス等

表 6-12 温室効果ガス等に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
重機の稼働（工事の実施）および工事用車両の走行	運転手の教育・指導	低減	センター	重機の稼働にあたっては、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止、重機に過剰な負荷をかけないよう留意することや、工事用車両の走行にあたっては、積載量や走行速度等の交通法規を遵守する等、運転手の教育・指導を徹底することにより、温室効果ガスの排出量を抑制できる。	なし	なし
	車両の整備・点検	低減	センター	重機や工事用車両の整備不良による温室効果ガスの発生を抑制するため、整備・点検などの維持管理を徹底することにより、温室効果ガスの排出量を抑制できる。	なし	なし
	運搬車両台数の低減	低減	センター	土地の改変に伴う発生土砂は、対象事業実施区域内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を減らすことにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。	なし	なし
	建設副産物の再利用	低減	センター	建設副産物については、可能な限り再利用に努め、焼却処分量の低減に努めることにより、温室効果ガスの排出量を抑制できる。	なし	なし
	緑化の推進	低減	センター	工事によって改変する箇所において緑化が可能な場合は、積極的に緑化を行うことにより、発生した温室効果ガスの吸収が期待できる。	なし	なし
施設の稼働（存在・供用）および施設関連車両の走行	エネルギー回収	低減	センター	焼却等の処理により発生した廃熱を利用して施設内で発電・利用するほか、余剰電力については売電等を行い、エネルギーを回収・循環利用する。また、バイオガス発電を行い、エネルギー回収・循環利用を強化することにより、火力発電等による新たな二酸化炭素の排出を抑制できる。	なし	なし
	運転手の教育・指導	低減	センター	施設関係車両の走行にあたっては、走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行や空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を徹底することにより、温室効果ガスの排出量を抑制できる。	なし	なし
	ごみ分別・減量化の推進	低減	センター	ごみ分別回収の徹底およびごみの減量化の取り組みを推進することにより、廃棄物の最終処分量を低減できる。	なし	なし

(13) 文化財

表 6-13 文化財に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
(工事の実施)	遺跡の不時発見時における文化財保護法対応	低減	センター	工事中に遺跡等を発見した場合には、文化財保護法第九十七条に従い、遺跡の現状を変更せず、長浜市歴史遺産課に届け出るとともに、必要な調査等に協力することにより、未知の埋蔵文化財の記録・保存に貢献できる。	なし	なし
(施設存在・供用)	周辺景観環境との調和	低減	センター	建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。 これにより、文化財の周辺環境の状態変化や景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
	「長浜市景観まちづくり計画」に従った景観対応	低減	センター	建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討あたっては、「長浜市景観まちづくり計画」に示された「行為の制限の基準」を採用することにより、「田園・里山景観ゾーン」の周辺景観環境との調和を図る。 これにより、文化財の周辺環境の状態変化や景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし

(14) 伝承文化財

表 6-14 伝承文化財に係る環境保全措置の検討結果

環境影響要因	措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
(施設在・存供在用)	周辺景観環境との調和	低減	センター	建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。 これにより、伝承文化の場の周辺環境の状態変化や景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし
	「長浜市景観まちづくり計画」に従った景観対応	低減	センター	建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討あたっては、「長浜市景観まちづくり計画」に示された「行為の制限の基準」を採用することにより、「田園・里山景観ゾーン」の周辺景観環境との調和を図る。 これにより、伝承文化の場の周辺環境の状態変化や景観の変化の程度を低減できる。	なし	なし

第7章 事後調査の計画

本事業において選定した環境影響評価項目のうち、滋賀県環境影響評価技術指針に基づく以下のいずれかの要件に該当すると認められる場合において、本事業に係る工事の実施中および土地または工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の実施を検討した。

予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

工事の実施中および土地または工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度および当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

本環境影響評価において、調査、予測および評価を行った結果、いずれの環境影響評価項目についても、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響は回避または低減が図られるとともに、基準または目標との整合性も図られると評価した。

また、本環境影響評価で採用した予測の手法は、その予測精度に係る知見・事例等が十分に蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さいと考えらえられること、検討した環境保全措置の効果も知見が十分に蓄積されているものであると考えられることから、事後調査は実施しないこととした。

第8章 環境影響の総合的な評価

本事業の実施が環境に及ぼす影響の評価は、以下の2つの観点から行った。

調査および予測の結果ならびに環境保全措置の検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか。

国、県または関係市町が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準または目標が示されている場合には、当該基準または目標と調査および予測の結果との間に整合が図られているか。

本事業の実施が環境に及ぼす影響として、大気質、騒音、超低周波音、振動、悪臭、水質、動物、植物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス、文化財および伝承文化について、既存の知見および現地調査結果を踏まえて予測を行うとともに、環境保全措置の検討を行った。

その結果、本事業について工事中および供用後において適切な環境保全措置を実施することで、いずれの項目も環境の保全に係る基準または目標との整合性は概ね図られるとともに、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されることから、環境保全への配慮は適正であると判断した。

なお、本施設の整備にあたっては、環境に配慮した最新技術を導入するとともに、調査、予測・評価の結果を踏まえ、「第6章 環境保全措置」に示す措置を適切に講じ、周辺環境への影響を防止していく。また、工事中および供用後において、予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて影響の把握のための調査を実施し、適切な措置を講じる。合わせて、適切な情報公開を図り、風評被害等が生じることのないよう努めていく。

第9章 環境影響評価の委託先の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

9.1 環境影響評価の委託先の名称

パシフィックコンサルタンツ株式会社 滋賀事務所

9.2 環境影響評価の委託先の代表者の氏名

所長 橘高 崇治

9.3 環境影響評価の委託先の主たる事務所の所在地

滋賀県大津市梅林一丁目4番1号